静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第23号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 目次 目次 第1章~第3章 (略) 第1章~第3章 (略) 第4章 出先機関 第4章 出先機関 第1節 知事直轄組織関係出先機関 第1節 企画部関係出先機関 第1節の2 総務部関係出先機関 第1款 地域局 (第14条の3) 第1節の3 財務部関係出先機関 第1款 財務事務所(第15条) 第1節の2 危機管理部関係出先機関 第1節の4 危機管理部関係出先機関 第1款 消防学校(第14条の3) 第1款 消防学校(第15条の2) 第2款 環境放射線監視センター (第14 第2款 環境放射線監視センター (第15 条の3) 条の4) 第1節の3 経営管理部関係出先機関 第1款 財務事務所(第15条) 第2款 地域局 (第15条の2) 第2節·第3節 (略) 第2節·第3節 (略) 第4節 健康福祉部関係出先機関 第4節 健康福祉部関係出先機関 第1款~第14款 (略) 第1款~第14款 (略) 第15款 動物管理指導センター (第34 第15款 動物愛護センター (第34条) 条) 第5節·第6節 (略) 第5節·第6節 (略) 第5章・第6章 (略) 第5章・第6章 (略) 附則 附則 (本庁) (本庁)

第4条 本庁とは、静岡県部設置条例(平成18 年静岡県条例第58号) により設けられた知事 直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた 局、課(空港管理課に附置された空港調整室 及び農業戦略課に附置された先端農業推進室

第4条 本庁とは、静岡県部設置条例(平成18 年静岡県条例第58号) により設けられた部並 びにこの下に置かれた局、課(空港管理課に 附置された空港調整室及び農業戦略課に附置 された先端農業推進室を含む。) 及び班並びに を含む。)及び班並びに出納局並びにこの下に 置かれた課(当該課に附置された出納室を含む。)及び班をいう。

(所管の明らかでない事務)

第9条 所管の明らかでない事務があるときは、<u>知事直轄組織及び</u>部(出納局を含む。以下この条において同じ。)相互にあっては知事が<u>、知事直轄組織内にあっては局長が</u>、部内にあっては部長(出納局内にあっては、出納局長)が、局内にあっては局長がその所管を定める。

(局及び課)

第10条 静岡県部設置条例により設けられた<u>知事直轄組織及び</u>部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、<u>知事直轄組織及び</u>それぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。

(1) 知事直轄組織

(1) 知事直轄組織	
<u>局</u>	<u>課</u>
	総務課
知事戦略局	<u>秘書課</u>
	<u>知事戦略課</u>
	<u>広聴広報課</u>
<u>政策推進局</u>	総合政策課
	財政課
デジタル戦略局	<u>デジタル戦略課</u>
	電子県庁課
	データ活用推進課
	統計調査課
<u>地域外交局</u>	地域外交課
	多文化共生課

<u>備考</u> 局の欄が空欄となっている課は、局に <u>属しない課である。</u> 出納局並びにこの下に置かれた課(当該課に 附置された出納室を含む。)及び班をいう。

(所管の明らかでない事務)

第9条 所管の明らかでない事務があるときは、部(出納局を含む。以下この条において同じ。)相互にあっては知事が、部内にあっては部長(出納局内にあっては、出納局長)が、局内にあっては局長がその所管を定める。

(局及び課)

第10条 静岡県部設置条例により設けられた部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、それぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。

(1) 企画部

<u>局</u>	課
	総務課
	<u>企画課</u>
	<u>知事政策課</u>
	デジタル戦略課
	電子県庁課
	統計活用課
	地域外交課
	多文化共生課
	総合教育課

<u>備考</u> 局の欄が空欄となっている課は、局に 属しない課である。

(2) 総務部

<u>局</u>	<u>課</u>
	<u>総務課</u>
	<u>秘書課</u>
	<u>広聴広報課</u>
	法務文書課

<u>(1)の2</u> (略)

(2) 経営管理部

<u>局</u>	<u>課</u>
	<u>総務課</u>
	<u> </u>
	<u>文書課</u>
	<u>行政経営課</u>
	<u>人事課</u>
	職員厚生課
	<u>税務課</u>
	資産経営課
	地域振興課
	市町行財政課

<u>備考</u> 局の欄が空欄となっている課は、局に <u>属しない課である。</u>

- (3) 削除
- (4) (略)
- (5) スポーツ・文化観光部

<u>人事課</u>
職員厚生課
地域振興課
市町行財政課

<u>備考</u> 局の欄が空欄となっている課は、局に <u>属しない課である。</u>

(3) 財務部

 <u>局</u>	<u>課</u>
	<u>総務課</u>
	財政課
	<u>税務課</u>
	行政経営課
	建築企画課
	建築工事課
	<u>設備課</u>

<u>備考</u> 局の欄が空欄となっている課は、局に 属しない課である。

<u>(3)の2</u> (略)

- (4) (略)
- (5) スポーツ・文化観光部

局	課
<u>政策管理局</u>	総務課
	<u>経理課</u>
	<u>企画政策課</u>
<u>スポーツ局</u>	スポーツ政策課
	スポーツ振興課
文化局	文化政策課
	文化財課
	富士山世界遺産課
総合教育局	総合教育課
	大学課
	<u>私学振興課</u>
観光交流局	観光政策課
	観光振興課
空港振興局	空港管理課
	空港振興課

(6) 健康福祉部

局	課
(略)	
こども未来局	こども未来課
	こども家庭課
(略)	

(7) 経済産業部

局	課
(略)	
就業支援局	労働雇用政策課
	(略)
(略)	
農業局	(略)
	農芸振興課
	(略)

局	課
	総務課
	企画経理課
	スポーツ政策課
	スポーツ振興課
	文化政策課
	文化財課
	富士山世界遺産課
	観光政策課
	観光振興課
	空港管理課
	空港振興課

<u>備考</u> 局の欄が空欄となっている課は、局に <u>属しない課である。</u>

(6) 健康福祉部

局	課
(略)	
こども若者局	こども政策課
	こども未来課
	こども家庭課
	<u>私学振興課</u>
(略)	

(7) 経済産業部

局	課
(略)	
就業支援局	産業人材課
	(略)
(略)	
農業局	(略)
	農産振興課
	(略)

(略)

(8) 交通基盤部

局	課
(略)	
建設経済局	(略)
建築管理局	建築企画課
	建築工事課
	<u>設備課</u>
道路局	(略)
(略)	

2 · 3 (略)

<u>4・5</u> (略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務 は、次のとおりとする。

(1) 知事直轄組織

局	課	所掌事務		
	総務課	(l) <u>知事直轄組織</u> 内の		
		人事、予算及び経理		
		の総括に関するこ		
		と。		
		② <u>知事直轄組織</u> 内の		
		事務改善の企画及び		
		推進に関すること。		
		(3) <u>知事直轄組織</u> の所		
		管に属する法令及び		
		知事直轄組織の所管		
		事業に係る法的問題		
		への対応方針に関す		
		ること。		
		(4) <u>知事直轄組織</u> 内の		
		財産管理の総括に関		
		すること。		
		(5) <u>知事直轄組織</u> 内の	.	

(略)

(8) 交通基盤部

(°) / (22 22 1111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
局	課
(略)	
建設経済局	(略)
道路局	(略)
(略)	

- 2 · 3 (略)
- 4 工事検査課の位置は、静岡市駿河区用宗と する。

<u>5 · 6</u> (略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 企画部

(2)	· 1 ·	
局	課	所掌事務
	総務課	(1) <u>部</u> 内の人事、予算
		及び経理の総括に関
		すること。
		(2) <u>部</u> 内の事務改善の
		企画及び推進に関す
		ること。
		③ <u>部</u> の所管に属する
		法令及び <u>部</u> の所管事
		業に係る法的問題へ
		の対応方針に関する
		こと。
		(4) <u>部</u> 内の財産管理の
		総括に関すること。
		(5) <u>部</u> 内の広報の総括

1	1	1	 1	•	i
		広報の総括に関する		に関すること。	
		こと。			
				(6) 東京事務所に関す	
				<u>ること。</u>	
				(7) 大阪事務所に関す	
				<u>ること。</u>	
				(8) 首都圏又は関西圏	
				<u>に勤務する職員に関</u>	
				<u>すること。</u>	
		(6) 知事直轄組織内の		<u>⑨</u> <u>部</u> 内の各課の連絡	
		各課の連絡調整及び		調整及び <u>部</u> 内の他課	
		<u>知事直轄組織</u> 内の他		の所掌に属しない事	
		課の所掌に属しない		務に関すること。	
		事務に関すること。			
<u>知事戦略</u>		(1) 局内の人事、予算			
<u>局</u>		及び経理の総括並び			
		に局内の予算及び経			
		理の整理に関するこ			
		<u> と。</u>			
		(2) 局内の事務改善の			
		企画及び推進に関す			
		<u>ること。</u>			
		(3) 局の所管に属する			
		法令及び局の所管事			
		業に係る法的問題へ			
		の対応方針に関する			
		<u> </u>			
		(4) 局内の財産管理の			
		総括に関すること。			
	<u>秘書課</u>	(1) 皇室に関するこ			
		<u>Ł.</u>			
		(2) 儀式及び表彰に関			
		<u>すること。</u>			
		③ 知事及び副知事の			
		秘書に関すること。			
		(4) 定例幹部職員会議			

ĺ	İ	I	ı	1 1
		の運営及び開催に関		
		<u>すること。</u>		
	知事戦略課	(1) 知事戦略の企画、		
		立案等に関するこ		
		<u>と。</u>		
		② 知事及び副知事の		
		特命事項に関するこ		
		<u> </u>		
		③ 知事会議に関する		
		<u>こと。</u>		
		(4) 庁内重要会議(定		
		<u>例幹部職員会議を除</u>		
		く。)の運営及び開催		
		 に関すること。_		
	広聴広報課	(1) 広聴に関するこ		
	_	<u> </u>		
		県庁案内に関するこ		
		<u>と。</u>		
		(3) 県民サービスセン		
		<u>ターに関すること。</u>		
		(4) 広報に関するこ		
		<u>Ł.</u>		
		(5) 報道機関への情報		l
		提供及び連絡調整に		
		関すること。		
		(6) 部局をまたがる課		
		題(広聴広報課に関		
		<u>するものに限る。)に</u>		
		<u>係る他部局との調整</u>		
		<u>に関すること。</u>		
政策推進		(1) 局内の人事、予算		
<u>局</u>		及び経理の総括並び		
		<u>に局内の予算及び経</u>		
		理の整理に関するこ		
		<u> </u>		
•	•	. —	.	

I	i	l	1 1	ĺ	ı	İ	l I
		(2) 局内の事務改善の					
		企画及び推進に関す					
		<u>ること。</u>					
		(3) 局の所管に属する					
		<u>法令及び局の所管事</u>					
		業に係る法的問題へ					
		の対応方針に関する					
		<u>こと。</u>					
		(4) 局内の財産管理の					
		総括に関すること。					
	総合政策課	(1)~(3) (略)				企画課	(1)~(3) (略)
	_	(4) 全庁的な政策課題					
		の調整に関するこ					
		<u> </u>					
		 (5) 部相互における所					
		管の明らかでない事					
		務の調整に関するこ					
		<u>ک</u>					
		<u>(6)~(8)</u> (略)					(4)~(6) (略)
		(9) 特区に関するこ					
		<u></u>					
		(10) ふじのくにのフロ					
		ンティアを拓く取組					
		の推進に関するこ					
		<u>Ł.</u>					
	財政課	(1) 予算の編成及び執				知事政策課	(1) 知事及び副知事の
		行の総括に関するこ					特命事項に関するこ
		<u>と。</u>					<u></u>
		(2) 県債の発行及び償					(2) 知事会議に関する
		還に関すること。					
		(3) 県議会に関するこ					(3) 全庁的な政策課題
		<u></u>					の調整に関するこ
		<u>(4) 宝くじに関するこ</u>					<u></u>
		<u>Ł.</u>					<u></u> (<u>4</u>) 部相互における所
		<u>(5)</u> その他県財政に関					管の明らかでない事
		すること。_					務の調整に関するこ
1	•		. 1	I		ļ	27 27 27 2

					P.
デジタル		(l) 局内の人事、予算	1	デジタル戦略	(1) (略)
戦略局		及び経理の総括並び		課	(2) 働き方改革に関す
		に局内の予算及び経			<u>ること。</u>
		理の整理に関するこ			
		<u>と。</u>			
		(2) 局内の事務改善の			
		企画及び推進に関す			
		<u>ること。</u>			
		(3) 局の所管に属する			
		法令及び局の所管事			
		業に係る法的問題へ			
		<u>の対応方針に関する</u>			
		<u>こと。</u>			
		(4) 局内の財産管理の			
		<u>総括に関すること。</u>			
	デジタル戦略	(1) (略)			
	課				
	電子県庁課	(略)	1	電子県庁課	(略)
	データ活用推	(1) 統計情報の提供及		統計活用課	(1) 統計情報の提供及
	<u>進課</u>	び分析に関するこ			び分析に関するこ
		<u> </u>			<u> と。</u>
		② 統計調査に係る指			(2) 統計調査に係る指
		導及び相談に関する			導及び相談に関する
		<u> </u>			<u> </u>
		(3) データの利活用に			(3) データの利活用に
		関すること。			関すること。
	統計調査課	(1) 消費、人口、商			(4) 消費、人口、商
		工、経済等に係る統			工、経済等に係る統
		計調査に関するこ			計調査に関するこ
		<u> </u>	1		<u>Ł.</u>
地域外交		(1) 局内の人事、予算		地域外交課	(1)~(4) (略)
<u>局</u>		及び経理の総括並び			
		に局内の予算及び経			
		理の整理に関するこ			
		<u> と。</u>			

 ② 局内の事務改善の 企画及び能進に関すること。 ② 島の所管に属する 法合及び帰の所管事業 生に係る法的問題へ の対法方針に関すること。 ③ 自範囲又は関西圏 に勤済する風色に関すること。 ③ 局内各課の連絡機 整及び帰内各課の所 業に属しない事務に関すること。 ③ 地京事務所に関すること。 ③ 地京事務所に関すること。 ③ 地京事務所に関すること。 ③ 地京事務所に関すること。 ② 文化共生課 (略) ※ タ文化共生課 (略) ※ 会教音器 ※ 会教音器 ※ 会教音器 ※ 会教音器 ※ 会教音器 ※ 会教音器 ① 教育・学術及び文化の振興に関するとと。 ② 並合教育会議の連営事務に関すること。 ② 学術後側に関するとと。 ③ 学術後側に関すること。 ③ 学術後側に関すること。 ③ 学術後側に関すること。 ③ 学術後側に関すること。 ④ 学術後側に関すること。 ④ 学術後側に関する。 	1 1 1	ī		1 1	1		i i	
次元上。 (1)			② 局内の事務改善の					
第三扇の所管に属する 注合及び局の所管を 全に係る法的問題へ の対応方針に関する 上上			企画及び推進に関す					
法令及び局の所管主 業に係る法的問題へ の対応方針に関する こと。 ④ 局内の財産管理の 参抵に関すること。 ⑤ 首都圏又は関西圏 に動務する職員に関すること。 ⑥ 局内各理の連絡調 整及び局内各理の所 挙に属しない事務に 関すること。 ⑥ 東京事務所に関す ること。 ⑥ 大阪事務所に関す ること。 ⑥ 大阪事務所に関す ること。 ⑥ 数音、学術及び文 化の振興に関する総 合的な施策の大綱に 関すること。 ② 総合教育選			<u>ること。</u>					
			(3) 局の所管に属する					
の対応方針に関すること。 (4) 局内の財産管理の 総括に関すること。 (5) 首都圏又は関西圏 に勤務する職員に関すること。 (6) 局内各課の連絡調整及び局内各課の所案に属しない事務に関すること。 (7) 地域外交課 (1) ~(4) (略) (5) 東京事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 教育、学術及び文化の振興に関する社会合的な施建の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の選覧事務に関すること。			法令及び局の所管事					
上上			業に係る法的問題へ					
(4) 周内の財産管理の 総括に関すること。 (5) 首都圏又は関西圏 に勤務する職員に関すること。 (6) 周内各課の連絡調 整及び局内各課の所 学に属しない事務に 関すること。 (6) 東京事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 対育、学術及び文化の振興に関する総会的な施策の大綱に関すると。 (7) 総合教育会議の運 党事務に関すること。 (2) 総合教育会議の運 党事務に関すること。			の対応方針に関する					
総括に関すること。 (5) 首都圏又は関西圏 に勤務する職員に関 すること。 (6) 局内各課の所 掌に属しない事務に 関すること。 (7) (7) (7) (7) (7) (8) (7) 東京事務所に関す ること。 (8) 大阪事務所に関す ること。 (6) 大阪事務所に関す ること。 (6) 大阪事務所に関す ること。 (7) (8) (8) (9) 参介化共生課 (8) (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。			<u> </u>					
(略) (5) 首都圏又は関西圏 に勤務する職員に関 すること。 (6) 局内各課の連絡調 整及び局内各課の所 掌に属しない事務に 関すること。 (6) 大阪事務所に関す ること。 (7) 総合教育課 (8) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すると。 (9) 総合教育会議の運 営事務に関すること。			(4) 局内の財産管理の					
上勤務する職員に関すること。 (6) 局内各課の連絡調整及び局内各課の所業に属しない事務に関すること。 地域外交課			総括に関すること。					
すること。 (6) 局内各課の連絡調整及び局内各課の所業に属しない事務に関すること。 地域外交課			(5) 首都圏又は関西圏					
(6) 局内各課の連絡調整及び局内各課の所業に属しない事務に関すること。 (1)~(4) (略) (5) 東京事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (7) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (8) 総合教育課 (8) 対策を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を			に勤務する職員に関					
整及び局内各課の所 業に属しない事務に 関すること。 地域外交課 (1)~(4) (略) (5) 東京事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すると。 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。			すること。_					
学に属しない事務に 関すること。 地域外交課			(6) 局内各課の連絡調					
関すること。 地域外交課 (1)~(4) (略) (6) 東京事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すると。 多文化共生課 (略) 多文化共生課 (略) 総合教育課 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。			整及び局内各課の所					
地域外交課 (1)~(4) (略) (5) 東京事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (略) 多文化共生課 (略) 総合教育課 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。 とこと。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。			掌に属しない事務に					
(5) 東京事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (6) 大阪事務所に関すること。 (8) 多文化共生課 (略) 総合教育課 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。			関すること。					
ること。 (6) 大阪事務所に関すること。 多文化共生課 (略) 総合教育課 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。		地域外交課	(1)~(4) (略)					
(6) 大阪事務所に関すること。 (8) 多文化共生課 (8) 多文化共生課 (8) 総合教育課 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。			(5) 東京事務所に関す					
多文化共生課 (略) 参文化共生課 (略) 総合教育課 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すると。 関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。 と。			<u>ること。</u>					
多文化共生課 (略) 総合教育課 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。			(6) 大阪事務所に関す					
総合教育課 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。			<u>ること。</u>					
化の振興に関する総合的な施策の大綱に 人会的な施策の大綱に 関すること。 (2) 総合教育会議の運営事務に関すること。 と。		多文化共生課	(略)			多文化共生課	(略)	
合的な施策の大綱に 関すること。 (2) 総合教育会議の運 営事務に関すること。 と。						総合教育課	(1) 教育、学術及び文	
<u>関すること。</u> (2) 総合教育会議の運 営事務に関するこ と。							<u>化の振興に関する総</u>	
(2) 総合教育会議の運営事務に関すること。							合的な施策の大綱に	
<u>営事務に関するこ</u> と。							関すること。	
<u>Ł.</u>							(2) 総合教育会議の運	
							営事務に関するこ	
(3) 学術振興に関する							<u>ئ</u>	
							③ 学術振興に関する	
							<u>こと。</u>	
(4) 人づくりに関する								
<u>こと。</u>							<u>こと。</u>	
(5) 静岡県立大学、静							(5) 静岡県立大学、静	
<u>岡文化芸術大学その</u>							<u>岡文化芸術大学その</u>	

					bl. to belonded the second order to
					他高等教育の充実に
					関すること。
					(6) その他教育に係る
					施策の総合的な調整
					に関すること。
		(2)	総務	<u> </u>	
			<u>局</u>	<u>課</u>	<u>所掌事務</u>
				総務課	(1) 部内の人事、予算
					及び経理の総括に関
					<u>すること。</u>
					(2) 部内の事務改善の
					企画及び推進に関す
					<u> </u>
					(3) 部内の財産管理の
					総括に関すること。
					(4) 部内の広報の総括
					に関すること。
					(5) 部内の各課の連絡
					調整及び部内の他課
					<u>の所掌に属しない事</u>
					務に関すること。
				<u>秘書課</u>	(<u>1</u>) 皇室に関するこ
					<u> と。</u>
					(2) 儀式及び表彰に関
					すること。
					(3) 知事及び副知事の
					秘書に関すること。
				<u>広聴広報課</u>	(1) 広聴に関するこ
					<u>Ł.</u>
					(2) 相談窓口案内及び
					県庁案内に関するこ
					<u>Ł.</u>
					(3) 県民サービスセン
					ターに関すること。
					(4) 広報に関するこ
					<u>ك.</u>

1 1	ı	1
	<u>法務文書課</u>	(5) 報道機関への情報 提供及び連絡調整に 関すること。 (6) 部局をまたがる課 題(広聴広報課に関 するものに限る。)に 係る他部局との調整 に関すること。 (1) 訴訟、審査請求等 に係る事務の総括及 び支援に関するこ
		(2) 条例、規則等の審 査に関すること。 (3) 条例、規則等の公 布並びに県公報及び 例規類の編集発行に 関すること。 (4) 官報への掲載に関 すること。
		(5) 行政書士に関する こと。 (6) 公益社団法人及び 公益財団法人等並び に公益信託に係る事 務の総括に関するこ と。 (7) 宗教法人に関する こと。
		(8) 情報公開に関する こと。 (9) 個人情報保護に関 すること。 (10) 文書等の収受及び 発送並びに公文書の 管理に関すること。

1 1 1	ĺ	i i
		(11) 公印に関するこ
		<u>と。</u>
		(12) 県史編さんに関す
		<u> </u>
	<u>人事課</u>	(i) 職員の任免、分
		限、懲戒、服務その
		他人事に関するこ
		<u>Ł.</u>
		(2) 職員の勤務成績の
		認定に関すること。
		(3) 県行政の組織及び
		<u>職員の定数に関する</u>
		<u>ے کے .</u>
		(4) 職員の給与、勤務
		時間その他の勤務条
		<u>件に関すること。</u>
		(5) 職員の人材育成に
		関すること。
		(6) 職員団体との連絡
		<u>に関すること。</u>
		(7) 人事行政の調査及
		<u>び企画に関するこ</u>
		<u> </u>
		(8) 財務の執行及び職
		<u>員の服務の監察に関</u>
		<u>すること。</u>
		(9) 内部通報制度に関
		<u>すること。</u>
		(11) 年度の途中におけ
		<u>る部局間の業務量の</u>
		<u>平準化に関するこ</u>
		<u>と。</u>
	職員厚生課	<u>(1)</u> 職員のライフプラ
		<u>ンの支援に関するこ</u>
		<u>Ł.</u>
		② 職員住宅の維持管

		理に関すること。
		③ 職員の厚生施設に
		<u>関すること。</u>
		(4) 地方職員共済組合
		に関すること。
		(5) 一般財団法人静岡
		県職員互助会に関す
		<u>ること。</u>
		(6) 恩給及び退隠料に
		関すること。
		(7) 地方公務員災害補
		償基金に関するこ
		<u>と。</u>
		(8) 非常勤の職員の公
		務災害補償に関する
		<u>こと。</u>
		(9) その他職員の福利
		厚生に関すること。
		(10) 職員の安全衛生に
		関すること。
		() 職員の健康管理及
		び健康づくりに関す
		<u>ること。</u>
地域	<u>拔振興課</u>	(1) 地域の振興及び振
		興計画に関するこ
		<u> </u>
		(2) 地方分権の推進に
		関すること。
		(3) 大都市制度に関す
		<u>ること。</u>
		(4) 権限移譲(他課の
		<u>所掌に属するものを</u>
		除く。)の推進に関す
		<u>ること。</u>
		(5) 過疎地域の持続的
		発展計画及び辺地の

i	i	1	1 1
			総合整備計画に関す
			<u>ること。</u>
			<u>(6)</u> 市町の合併に関す
			<u>ること。</u>
			(7) コミュニティに関
			<u>すること。</u>
			(8) ふじのくにのフロ
			ンティアを拓く取組
			の推進に関するこ
			<u>ك .</u>
			<u>⑨ 賀茂地域局、東部</u>
			地域局、中部地域局
			及び西部地域局に関
			<u>すること。</u>
		市町行財政課	(1) 市町並びに一部事
			務組合、広域連合及
			関すること。
			(2) 権限移譲(他課の
			所掌に属するものを
			除く。)の推進に関す
			<u>ること。</u>
			(3) 市町相互間の広域
			連携の推進に関する
			<u> </u>
			<u></u> (4) 自衛官の募集に関
			<u>すること。</u>
			(5) 選挙管理委員会に
			関すること。
			(6) 市町の公営企業に
			関すること。
			(7) 市町の土地開発公
			社に関すること。
			(8) 市町の地方交付税
			に関すること。
			(9) 市町村税に関する
l	1	I	<u>w/ ロドリイナイズボ(CI天) 9 〇</u>

(3) 財務部 局 課 <u>所掌事務</u> (1) 部内の人事、予算 総務課 及び経理の総括に関 すること。 (2) 部の所管に属する 法令及び部の所管事 業に係る法的問題へ の対応方針に関する こと。 ③ 部内の広報の総括 に関すること。 (4) 本庁舎等の管理及 び総合庁舎の管理の 総括に関すること。 (5) 本庁舎等及び総合 庁舎の維持補修に関 すること。 (6) 西館の管理運営に 関すること。 (7) 財務事務所に関す ること。 (8) 部内の各課の連絡 調整及び部内の他課 の所掌に属しない事 務に関すること。 財政課 (1) 予算の編成及び執 行の総括に関するこ ② 県債の発行及び償 還に関すること。 (3) 県議会に関するこ と。 (4) 宝くじに関するこ

(5) その他県財政に関すること。 (1) 税制に関すること。 (2) 県税の課税及び徴収に関すること。 (3) 県税の収入算定に関すること。 (4) 県税に関する争訟及び犯則事件に関すること。 (5) 県税電算システムの企画及び運用に関すること。 (6) リークの経営に関すること。 (7) ファシリティマネジメントの推進に関すること。 (7) 財産に関する事務の総括に関すること。 (8) 財産に関すること。 (9) 対策工事の企画に関すること。 (1) 営繕工事の企画に関すること。 (2) 営繕工事及び設備工事の契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 (4) 以首緒工事の設計及び契約に関すること。 (5) 営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	İ	I	l I
### (1) 税制に関すること。 2) 県税の課税及び徴収に関すること。 3) 県税の収入算定に関すること。 4) 県税に関する争訟及び犯則事件に関すること。 5) 県税電算システムの企画及び運用に関すること。 6) リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(5) その他県財政に関
上 (2) 県税の課税及び徴収に関すること。 (3) 県税の収入算定に関すること。 (4) 県税に関する争訟及び犯則事件に関すること。 (5) 県税電算システムの企画及び運用に関すること。 (5) 県税電算システムの企画及び運用に関すること。 (7) 行政経営に関すること。 (9) ファシリティマネジメントの推進に関すること。 (3) 財産に関する事務の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及び処分に関すること。 (5) 営繕工事の企画に関すること。 (6) 営繕工事の企画に関すること。 (7) 営繕工事の契約に関すること。 (8) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 (9) 営達工事の設計及び契約に関すること。 (1) 営護工事の設計及び契約に関すること。 (2) 営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<u>すること。</u>
(2) 県税の課税及び後収に関すること。 (3) 県税の収入算定に関すること。 (4) 県税に関する争訟及び犯則事件に関すること。 (5) 県税電算システムの企画及び運用に関すること。 (6) リークの経営に関すること。 (7) ファシリティマネジメントの推進に関すること。 (7) リークの経営に関すること。 (8) 財産に関すること。 (9) リークの経済に関すること。 (1) 営繕工事の企画に関すること。 (1) 営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<u>税務課</u>	(1) 税制に関するこ
収に関すること。 (3) 県税の収入算定に 関すること。 (4) 県税に関する争訟 及び犯則事件に関す ること。 (5) 県税電算システム の企画及び運用に関す すること。 (7) 行政経営課 (1) 行政経営に関する こと。 (2) ファシリティマネ ジメントの推進に関すること。 (3) 財産に関する主と。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (5) 営繕工事の企画に 関すること。 (6) 営繕工事の企画に 関すること。 (7) 営経工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (8) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (9) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。			<u> </u>
(3) 県税の収入算定に 関すること。 (4) 県税に関する争訟 及び犯則事件に関す ること。 (5) 県税電算システム の企画及び運用に関すること。 (1) 行政経営に関する こと。 (2) ファシリティマネ ジメントの推進に関すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (2) 営繕工事の企画に 関すること。 (3) 営繕工事の企画に 関すること。 (4) 営繕工事の企画に 関すること。 (5) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (6) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (7) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (8) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (9) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			(2) 県税の課税及び徴
関すること。 (4) 県税に関する争訟 及び犯則事件に関す ること。 (5) 県税電算システム の企画及び運用に関 すること。 (1) 行政経営に関する こと。 (2) ファシリティマネ ジメントの推進に関 すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (5) 営繕工事の企画に 関すること。 (6) 県では関すること。 (7) 営・経工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (8) 県営住宅の営・経工 事の設計及び契約に 関すること。 (9) 営・経工事の設計及 び契約に 関すること。 (1) 営・経工事の設計及 び監理に関すること。 (2) 営・経工事の設計及 び監理に関すること。 (3) 県営住宅の営・経工 事の設計及び契約に 関すること。 (4) 関すること。			収に関すること。
(4) 県税に関する争訟 及び犯則事件に関す ること。 (5) 県税電算システム の企画及び運用に関 すること。 (1) 行政経営に関する こと。 (2) ファシリティマネ ジメントの推進に関 すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (5) 営繕工事の企画に 関すること。 (6) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (7) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (8) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (9) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			(3) 県税の収入算定に
及び犯則事件に関すること。 (5) 県税電算システム の企画及び運用に関すること。 (1) 行政経営に関する こと。 (2) ファシリティマネ ジメントの推進に関すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (5) 営繕工事の企画に 関すること。 (6) 営繕工事の企画に 関すること。 (7) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (8) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (9) 営業工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 関連などの関する に関すること。 (1) 関連などの関する に関すること。 (2) 営業工事の設計及び設備 工事の設計及び契約に 関すること。 (3) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (4) 関連など表別に関すること。 (5) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (6) 関連など表別に関すること。 (7) 関連に関すること。			関すること。
あこと。 (3) 県税電算システム の企画及び運用に関すること。 (1) 行政経営に関する こと。 (2) ファシリティマネ ジメントの推進に関すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (5) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (6) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (7) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (8) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (9) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			(4) 県税に関する争 <u>訟</u>
(5) 県税電算システム の企画及び運用に関 すること。 (1) 行政経営に関する こと。 (2) ファシリティマネ ジメントの推進に関 すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (5) 営繕工事の企画に 関すること。 (6) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (7) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (8) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (9) 営業工事の設計及び契約に 関すること。 (1) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。 (2) 営経工事の設計及び契約に 関すること。 (3) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。			及び犯則事件に関す
の企画及び運用に関 すること。			<u>ること。</u>
			<u>⑤ 県税電算システム</u>
行政経営課 (1) 行政経営に関する こと。 (2) ファシリティマネ ジメントの推進に関 すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。			<u>の企画及び運用に関</u>
こと。			<u>すること。</u>
(2) ファシリティマネ ジメントの推進に関すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及び処分に関すること。 (2) 営繕工事の企画に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 (4) 県有財産の管理及び処分に関すること。 (5) 営繕工事の設計及び契約に関すること。 (6) 営繕工事の設計及び契約に関すること。 (7) 営繕工事の設計及び監理に関するこ		<u>行政経営課</u>	(1) 行政経営に関する
ジメントの推進に関すること。 (3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及び処分に関すること。 び処分に関すること。 (2) 営繕工事及び設備工事の契約に関すること。 工事の契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及び契約に関すること。 び監理に関すること。			<u>こと。</u>
すること。 (3) 財産に関する事務			(2) ファシリティマネ
(3) 財産に関する事務 の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (2) 営繕工事の企画に 関すること。 (3) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 (5) 営繕工事の企画に 関すること。 (6) 営繕工事の対設備 工事の契約に関する こと。 (7) 営繕工事の対談の関する こと。 (8) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (9) 営繕工事の設計及び契約に 関すること。			<u>ジメントの推進に関</u>
の総括に関すること。 (4) 県有財産の管理及び処分に関すること。 び処分に関すること。 (1) 営繕工事の企画に関すること。 (2) 営繕工事及び設備工事の契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 選すること。 (4) 県有財産の管理及び処分に関すること。 (2) 営繕工事の契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及び監理に関するこ			<u>すること。</u>
と。 (4) 県有財産の管理及 び処分に関すること。 び処分に関すること。 (2) 営繕工事及び設備 工事の契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 (4) 県営住宅の営種工事の設計及び設備 工事の契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 (4) 営繕工事の設計及び設施			③ 財産に関する事務
(4) 県有財産の管理及び処分に関すること。 び処分に関すること。 (1) 営繕工事の企画に関すること。 (2) 営繕工事及び設備工事の契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 (4) 関連を表現の (5) 関連を表現の (6) 関連を表現の (7) 関籍工事の設計及び契約に関すること。 (7) 関籍工事の設計及び び監理に関すること。			の総括に関するこ
び処分に関すること。 建築企画課 (1) 営繕工事の企画に 関すること。 (2) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (3) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			<u>と。</u>
建築企画課 (1) 営繕工事の企画に 関すること。 (2) 営繕工事及び設備 工事の契約に関すること。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			(4) 県有財産の管理及
建築企画課 (1) 営繕工事の企画に 関すること。 (2) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (3) 県営住宅の営繕工 事の設計及び契約に 関すること。 (4) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			<u>び処分に関するこ</u>
関すること。 (2) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 関すること。 (1) 営繕工事の設計及び無理に関するこ			<u>Ł.</u>
(2) 営繕工事及び設備 工事の契約に関する こと。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 事の設計及び契約に関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及び監理に関するこ		建築企画課	(1) 営繕工事の企画に
工事の契約に関する こと。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に関すること。 関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及び監理に関するこ び監理に関するこ			関すること。
こと。 (3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に期すること。 関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及び監理に関するこ			(2) 営繕工事及び設備
(3) 県営住宅の営繕工事の設計及び契約に事の設計及び契約に関すること。 関すること。 (1) 営繕工事の設計及び監理に関するこ			<u>工事の契約に関する</u>
事の設計及び契約に 関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			<u>こと。</u>
関すること。 建築工事課 (1) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			(3) 県営住宅の営繕工
建築工事課 (1) 営繕工事の設計及 び監理に関するこ			事の設計及び契約に
び監理に関するこ			関すること。
		建築工事課	(1) 営繕工事の設計及
<u> </u>			び監理に関するこ
			<u> </u>

<u>(1)の2</u> (略)

(2) 経営管理部

<u>(4) 栓名</u> <u>局</u>	課	<u>所掌事務</u>
	総務課	(1) 部内の人事、予算
		及び経理の総括並び
		<u>に部内各局の予算及</u>
		び経理の整理に関す
		<u>ること。</u>
		(2) 部内の広報の総括
		に関すること。
		(3) 財務事務所に関す
		<u>ること。</u>
		(4) 部内の各局及び各
		課の連絡調整並びに
		部内の各局及び他課
		<u>の所掌に属しない事</u>
		務に関すること。
	<u>法務課</u>	(1) 訴訟、審査請求等
		に係る事務の総括及
		<u>び支援に関するこ</u>
		<u>Ł.</u>
		(2) 行政書士に関する
		<u>- 2.</u>
		③ 条例、規則等の審
		査に関すること。
		(4) 条例、規則等の公
		布並びに県公報及び
		<u>例規類の編集発行に</u>
		関すること。
		(5) 官報への掲載に関
		<u>すること。</u>
		(6) 公益社団法人及び
		公益財団法人等並び

設備課	(1) 設備工事の企画、
	設計及び監理に関す
	<u>ること。</u>

<u>(3)の2</u> (略)

	1
	に公益信託に係る事
	務の総括に関するこ
	<u>と。</u>
	(7) 宗教法人に関する
	<u> </u>
	(8) 情報公開に関する
	<u> </u>
	(9) 個人情報保護に関
	<u>すること。</u>
文書課	(1) 文書等の収受、発
	送、保存及び管理に
	関すること。
	(2) 公印に関するこ
	<u>と。</u>
	③ 県史編さんに関す
	<u>ること。</u>
行政経営課	(1) 働き方改革に関す
	<u>ること。</u>
	(2) 行政経営に関する
	<u>こと。</u>
<u>人事課</u>	(1) 職員の任免、分
	限、懲戒、服務その
	他人事に関するこ
	<u>Ł.</u>
	(2) 職員の勤務成績の
	認定に関すること。
	(3) 県行政の組織及び
	職員の定数に関する
	<u>こと。</u>
	(4) 職員の給与、勤務
	時間その他の勤務条
	件に関すること。
	(5) 職員の人材育成に
	関すること。
	(6) 職員団体との連絡
1	<u>に関すること。</u>

		(7) 人事行政の調査及
		<u>び企画に関するこ</u>
		<u>Ł.</u>
		(8) 財務の執行及び職
		員の服務の監察に関
		<u>すること。</u>
		(9) 内部通報制度に関
		<u>すること。</u>
		(10) 年度の途中におけ
		<u>る部局間の業務量の</u>
		平準化に関するこ
		<u>と。</u>
	職員厚生課	(<u>l</u>) 職員のライフプラ
		<u>ンの支援に関するこ</u>
		<u> </u>
		(2) 職員住宅の維持管
		理に関すること。
		(3) 職員の厚生施設に
		関すること。
		(4) 地方職員共済組合
		<u>に関すること。</u>
		(5) 一般財団法人静岡
		県職員互助会に関す
		<u>ること。</u>
		(6) 恩給及び退隠料に
		関すること。
		(7) 地方公務員災害補
		償基金に関するこ
		٤.
		(8) 非常勤の職員の公
		務災害補償に関する
		3万尺音価値に <u>因する</u> こと。
		<u>ここ。</u> (9) その他職員の福利
		<u>関 その他職員の協利</u> 厚生に関すること。
		間かまること
I		関すること。

1	1	I
		(三) 職員の健康管理及
		び健康づくりに関す
		<u>ること。</u>
	<u>税務課</u>	(1) 税制に関するこ
		<u>と。</u>
		(2) 県税の課税及び徴
		収に関すること。
		(3) 県税の収入算定に
		関すること。
		(4) 県税に関する争訟
		及び犯則事件に関す
		<u>ること。</u>
		<u>⑸ 県税電算システム</u>
		<u>の企画及び運用に関</u>
		<u>すること。</u>
	資産経営課	<u>(1)</u> ファシリティマネ
		<u>ジメントの推進に関</u>
		<u>すること。</u>
		(2) 財産に関する事務
		の総括に関するこ
		<u>ک</u> ــــ
		(3) 県有財産の管理及
		び処分に関するこ
		<u> </u>
		(4) 本庁舎等の管理及
		び総合庁舎の管理の
		総括に関すること。
		(5) 本庁舎等及び総合
		庁舎の維持補修に関
		すること。
		(6) 西館の管理運営に
		関すること。
	地域振興課	(1) 地域の振興及び振
		<u>興計画に関するこ</u> 、
		<u> </u>
	1	(2) 地方分権の推進に

1 1	1	I
		関すること。
		③ 大都市制度に関す
		<u> </u>
		(4) 権限移譲(他課の
		<u>所掌に属するものを</u>
		除く。)の推進に関す
		<u>ること。</u>
		(5) 過疎地域の持続的
		<u>発展計画及び辺地の</u>
		総合整備計画に関す
		ること。
		(6) 市町の合併に関す
		<u>ること。</u>
		<u>ること。</u> (7) コミュニティに関
		すること。
		<u>(8) 賀茂地域局、東部</u>
		<u>地域局、中部地域局</u>
		及び西部地域局に関
		<u>すること。</u>
	市町行財政課	(1) 市町並びに一部事
		務組合、広域連合及
		び財産区の行財政に
		関すること。
		(2) 権限移譲(他課の
		<u>所掌に属するものを</u>
		除く。)の推進に関す
		<u>ること。</u>
		(3) 市町相互間の広域
		連携の推進に関する
		(4) 内海京の黄色に関
		(4) 自衛官の募集に関
		<u>すること。</u>
		(5) 選挙管理委員会に
		関すること。
		(6) 市町の公営企業に
		関すること。

(7) 市町の土地開発公 社に関すること。(8) 市町の地方交付税 に関すること。(9) 市町村税に関する

(3) 削除

(4) くらし・環境部

局	課	所掌事務
(略)		
県民生活	(略)	
局	くらし交通安	(I) <u>安全な社会の実現</u>
	全課	のための施策の総合
		的な企画、調整及び
		推進に関すること。
		<u>(2)~(5)</u> (略)
	(略)	
建築住宅	(略)	
局	建築安全推進	(1) • (2) (略)
	課	③ 宅地造成等の規制
		<u>に関すること。</u>
	(略)	
環境局	(略)	
	生活環境課	(1)~(9) (略)
	(略)	
	盛土対策課	(I) <u>盛土等</u> の規制に関
		すること。
		(2) (略)

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務

(4) くらし・環境部

(略) 県民生活 局	(略) くらし交通安 全課	(i) <u>防犯まちづくり</u> の
	くらし交通安	(1) 防犯まちづくりの
局		(l) <u>防犯まちづくり</u> の
	全課	
		ための施策の総合的
		な企画、調整及び推
		進に関すること。
		② 犯罪被害者等支援
		<u>に関すること。</u>
_		<u>(3)∼(6)</u> (略)
	(略)	
建築住宅	(略)	
局	建築安全推進	(1) • (2) (略)
	課	
_		
	(略)	
環境局	(略)	
	生活環境課	(1)~(9) (略)
		(10) 盛土等による環境
		の汚染の防止に関す
		<u>ること。</u>
	(略)	
	盛土対策課	(l) <u>宅地造成及び特定</u>
		<u>盛土等</u> の規制に関す
		ること。
		(2) (略)

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務

<u>政策管理</u>	総務課	(略)
<u>局</u>	経理課	(1) 部内の予算及び経
		理の総括並びに部内
		各局の予算及び経理
		の整理に関するこ
		<u>と。</u>
		(2) 部内の財産管理の
		総括に関すること。
		(3) 部局をまたがる課
		題に係る他部局との
		調整に関すること。
		(4) 部内の各局及び各
		課の連絡調整並びに
		部内の各局及び各課
		の所掌に属しない事
		務に関すること。
	企画政策課	(1) 部の総合的な方針
		及び計画に関するこ
		<u> と。</u>
		<u>② 交流人口拡大施策</u>
		の総合的な企画及び
		調整並びに推進に関
		<u>すること。</u>
		(3) 部内の広報の総括
		<u>に関すること。</u>
		(4) 部局をまたがる課
		題に係る他部局との
		調整に関すること。
		(5) 部内の各局及び各
		課の連絡調整並びに
		部内の各局及び各課
		<u>の所掌に属しない事</u>
		務に関すること。
		(6) 東静岡周辺地区の
		整備に関すること。
<u>スポーツ</u>		<u>(1) スポーツコミッシ</u>

総務課	(略)
	(略) (1) 部内の予算及び経
企画経理課	
	<u>理の総括に関するこ</u>
	<u> </u>
	(2) 部内の財産管理の
	総括に関すること。
	③ 部の総合的な方針
	及び計画に関するこ
	<u> </u>
	(4) 部内の広報の総括
	に関すること。
	(5) 部局をまたがる課
	題に係る他部局との
	調整に関すること。
	(6) 部内の各課の連絡
	調整及び部内の他課
	の所掌に属しない事
	務に関すること。
	(7) 東静岡周辺地区の
	整備に関すること。
スポーツ政策	(1) (略)

<u>局</u>		ョンの推進に関する			課	 <u>(2)</u> スポーツ交流の推
<u></u>		<u> </u>			BIN	進に関すること。
	スポーツ政策	(1) (略)	1			(3) スポーツコミッシ
	課	<u>(2) サイクルスポーツ</u>				ョンの推進に関する
	,,,	<u>県づくりに関するこ</u>				<u> </u>
		<u> </u>				(4) 大規模スポーツ <u>大</u>
		<u>(3)</u> スポーツ交流の推				<u>会に係るレガシーの</u>
		進に関すること。				創出に関すること。
		<u>(4) 大規模スポーツ大</u>				<u>(5) スポーツ産業の振</u>
		会に係るレガシーの				興に関すること。
		創出に関すること。				(6) 静岡県スポーツ <u>推</u>
		(5) 静岡県スポーツ <u>推</u>				進審議会に関するこ
		進審議会に関するこ				<u> と。</u>
		と。				
	スポーツ振興	(略)			スポーツ振興	(略)
	課				課	
文化局	文化政策課	(略)			文化政策課	(略)
	文化財課	(1)~(4) (略)			文化財課	(1)~(4) (署各)
		(5) 埋蔵文化財の発掘				
		調査の指導及び関係				
		機関との連絡調整に				
		関すること。				
		<u>(6) • (7)</u> (略)				<u>(5) • (6)</u> (略)
	富士山世界遺	(略)			富士山世界遺	(略)
	産課				産課	
総合教育	総合教育課	(1) 教育、学術及び文				
<u>局</u>		<u>化の振興に関する総</u>				
		合的な施策の大綱に				
		<u>関すること。</u>				
		(2) 総合教育会議の運				
		<u>営事務に関するこ</u>				
		<u> </u>				
		(3) 人づくりに関する 、				
		(A) 7 0 14 41 7 7 7 15 7				
		(4) その他教育に係る				
I	l	施策の総合的な調整		l		l l

		<u>に関すること。</u>
	大学課	(1) 静岡県立大学、静
		岡文化芸術大学その
		他高等教育の充実に
		関すること。
		② 学術振興に関する
		<u>ح ک</u> .
	私学振興課	(l) 私立学校(大学を
		除く。)、私立専修学
		校及び私立各種学校
		<u>に関すること。</u>
		② 教育委員会の権限
		に属しない学事一般
		に関すること (大学
		に関することを除
		<u><_)</u>
		(3) その他私学振興に
		関すること。
観光交流	観光政策課	(略)
<u>局</u>	観光振興課	(略)
空港振興	空港管理課	(略)
<u>局</u>	空港振興課	(略)

(6) 健康福祉部

局	課	所掌事務
(略)		
こども未		
<u>来局</u>		
	こども未来課	(1) 少子化対策の総括

	観光政策課	(略)
	観光振興課	(略)
	空港管理課	(略)
	空港振興課	(略)
(6) 健康社	 	

局	課	所掌事務
(略)		
こども若	こども政策課	(<u>l</u>) こども・若者施策
<u>者局</u>		の企画及び調整に関
		<u>すること。</u>
		(2) 局内の予算及び経
		理の総括に関するこ
		<u>Ł.</u>
		(3) 局内各課の連絡調
		整及び局内他課の所
		掌に属しない事務に
		関すること。
	こども未来課	(1) 母子保健に関する

		1 1	ĺ	I	
	<u>に関すること。</u>				<u> </u>
	<u>② 子ども・子育て支</u>				(2) 児童の健全育成に
	援新制度に関するこ				関すること。
	<u>Ł.</u>				(3) 児童手当に関する
	(3) 児童の健全育成に				<u> </u>
	関すること。				(<u>4</u>) 子ども・子育て支
	(4) 児童手当に関する				援新制度に関するこ
	<u> </u>				<u> </u>
	(5) 局内の予算及び経				(5) 幼児期の教育の振
	理の総括に関するこ				興に関すること。
	<u>と。</u>				(6) 幼児期の教育と小
	(6) 局内各課の連絡調				学校教育の接続に関
	整及び局内他課の所				<u>すること。</u>
	掌に属しない事務に				
	関すること。				
こども家庭課	(1) 母子、寡婦及び父			こども家庭課	(1) 要保護児童対策に
	子の福祉に関するこ				関すること。
	<u>Ł.</u>				② 被措置児童等虐待
	(2) 児童扶養手当に関				防止対策に関するこ
	<u>すること。</u>				<u> </u>
	③ 困難な問題を抱え				(3) 母子、父子及び寡
	<u>る女性への支援の総</u>				婦の福祉に関するこ
	括に関すること。				<u>と。</u>
	(4) 母子保健に関する				(4) 児童扶養手当に関
	<u>こと。</u>				<u>すること。</u>
	(5) 要保護児童対策に				(5) こどもの貧困の解
	関すること。				消に向けた対策の総
	(6) 被措置児童等虐待 (6) 被措置児童等虐待				括に関すること。
	<u>防止対策に関するこ</u>				(6) 困難な問題を抱え
	<u>ك. </u>				る女性への支援の総
	<u>(7) ドメスティック・</u>				括に関すること。
	<u>バイオレンス防止対</u>				<u>(7)</u> ドメスティック・
	策に関すること。				<u>バイオレンス防止対</u>
	(8) 子どもの貧困対策				策に関すること。
	の総括に関するこ				(8) 児童相談所、女性
		1 1	1	Ĭ	i ———

		(9) 児童相談所、女性相談支援センター、吉原林間学園及び三方原学園に関すること。
(略)		
生活衛生	衛生課	(1)~(4) (略) (15) 食肉衛生検査所及 び動物管理指導セン <u>ター</u> に関すること。
	(略)	

(7) 経済産業部

	,,,,,	
局	課	所掌事務
(略)		
産業革新	産業イノベー	(l) <u>先端産業創出プロ</u>
局	ション推進課	<u>ジェクト等に係る情</u>
		報の共有化、連携及
		<u>び交流</u> に関するこ
		と。
		(2)~(12) (略)
	新産業集積課	(1)~(3) (略)
		(4) <u>フーズ・ヘルスケ</u>
		<u>アオープンイノベー</u>
		<u>ションプロジェクト</u>
		の推進に関するこ

		<u>吉原林間学園及び三</u> <u>方原学園に関するこ</u> <u>と。</u>
	私学振興課	(1) 私立学校(大学を 除く。)、私立専修学 校及び私立各種学校 に関すること。
		(2) 教育委員会の権限 に属しない学事一般 に関すること (大学 に関することを除 く。)。 (3) その他私学振興に
		<u>関すること。</u>
(略)	佐 小 钿	(1) - (14) (m々)
生活衛生 局	衛生課	(1)~(4) (略) (15) 食肉衛生検査所及 び <u>動物愛護センター</u> に関すること。
	(略)	

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
(略)		
産業革新	産業イノベー	(l) <u>オープンイノベー</u>
局	ション推進課	<u>ション・プラットフ</u>
		<u>ォーム</u> に関するこ
		と。
		(2)~(12) (略)
	新産業集積課	(1)~(3) (略)
		(4) <u>静岡ウェルネスプ</u>
		<u>ロジェクト</u> の推進に
		関すること。

		と。			
		(5)~(9) (略)			
		(<u>(10)</u> (略)			
	マーケティン	(1) • (2) (略)			マーク
	グ課	(3) 食の都づくりに関			グ課
		すること。			
		<u>(4)</u> (略)			
	(略)				(H
就業支援	労働雇用政策	(略)		就業支援	産業/
局	課		-	局	
	(略)				(₽ i
商工業局	(略)	<u> </u>		商工業局	(略
	企業立地推進	(1) • (2) (略)			企業式
	課				課
		(3) • (4) (略)			
		(5) 海外経済情報等の			
		収集及び提供に関す			
		<u> </u>			
		(6) (略)			
	(略)				(昭
農業局	(略)			農業局	(昭
	農芸振興課	(略)			農産拡
	(略)				(昭
(略)] [(略)	
(8) 交通	基盤部		,	8) 交通基	基盤部
局	課	所掌事務		局	

(1) 局内の予算及び経

(略)

建設経済

建築管理

(略)

	マーケティン グ課	<td color="1" color<="" rowspan="2" th=""></td>	
	(略)	<u>(3)</u> (m各)	
就業支援	産業人材課	(略)	
	(略)		
商工業局	(略)		
	企業立地推進	(1) • (2) (略)	
	課	(3) 地方拠点強化税制	
		に関すること。	
		(4) · (5) (略)	
		(6) (略)	
	(略)		
農業局	(略)		
	農産振興課	(略)	
	(略)		
(略)			
(8) 交通基	基盤部		
局	課	所掌事務	
1			

(略)

建設経済

(略)

(5)~(9) (略)

(11) 次世代産業関連プ

<u>局</u>		<u>理の総括に関するこ</u>
		<u>と。</u>
		(2) 局内各課の連絡調
		整及び局内各課の所
		掌に属しない事務に
		関すること。
	建築企画課	(1) 営繕工事の企画に
		関すること。
		② 営繕工事及び設備
		工事の契約に関する
		<u> </u>
		③ 県営住宅の営繕工
		事の設計及び契約に
		関すること。
	建築工事課	(1) 営繕工事の設計及
		び監理に関するこ
		<u>ك .</u>
	設備課	(1) 設備工事の企画、
		設計及び監理に関す
		<u>ること。</u>
道路局	(略)	
(略)		

- 2 <u>第10条第4項</u>に規定する空港調整室は、空 港運営の現地調整に関する事務を処理する。
- 3 <u>第10条第5項</u>に規定する先端農業推進室 は、先端農業の推進に関する事務を処理す る。

4·5 (略)

第13条 附属機関の名称、担任事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附	属機関	所 管	; する	組 織
名 称	担任事務	部	局	課
<u>静岡県</u>	静岡県表彰条例	<u>知事</u>	知事	<u>秘書</u>
表彰審	_(昭和24年静岡県	直轄	戦略	<u>課</u>
<u> </u>	条例第2号)第2	組織	局	
会	条の規定による被			

	道路局	(略)	
	(略)		
9	第10条台	65項に相定する空港調整室は 空	Ì

- 2 <u>第10条第5項</u>に規定する空港調整室は、空 港運営の現地調整に関する事務を処理する。
- 3 <u>第10条第6項</u>に規定する先端農業推進室 は、先端農業の推進に関する事務を処理す る。

4·5 (略)

第13条 附属機関の名称、担任事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附	属機関		所 管	: する	組織
名 称	担任事	務	部	局	課
静岡県	(略)		企画		<u>企画</u>
総合計			<u>部</u>		課_
画審議					
会					

	表彰者の決定のた								
	めの審査に関する								
	<u>事務</u>								
静岡県	(略)	<u>知事</u>	<u>政策</u>	総合					
総合計		直轄	推進	<u>政策</u>					
画審議		組織	<u>局</u>	<u>課</u>					
会					=				
静岡県	(略)	<u>知事</u>	<u>政策</u>	<u>総合</u>		静岡県	(略)	企画	ú
国土利		直轄	推進	<u>政策</u>		国土利		<u>部</u>	彭
用計画		組織	<u>局</u>	<u>課</u>		用計画			
審議会					=	審議会			
静岡県	(略)	知事	地域	(略)		静岡県	(略)	企画	
多文化		直轄	<u>外交</u>			多文化		<u>部</u>	
共生審		組織	<u>局</u>			共生審			
議会						議会			
						静岡県	地方独立行政法人	企画	紛
						公立大	法(平成15年法律	<u>部</u>	孝
						<u>学法人</u>	第118号)第11条第		彭
						評価委	<u>2 項の規定による</u>		
						<u>員会</u>	静岡県公立大学法		
							人及び公立大学法		
							<u>人静岡文化芸術大</u>		
							学の業務の実績に		
							関する評価その他		
							同法によりその権		
							限に属させられた		
							事項の処理に関す		
** 521.8	// II Me +te I. VI.	F7 1/1/4		A LIL		## FFF III	<u>る事務</u>	A) The	-
<u>静岡県</u>	災害対策基本法	<u>危機</u>		危機		<u>静岡県</u>	静岡県表彰条例	<u>総務</u>	<u>利</u>
<u>防災会</u>	<u>(昭和36年法律第</u>	<u>管理</u>		<u>政策</u>		表彰審	<u>(昭和24年静岡県</u>	<u>部</u>	彭
<u>議</u>	223号)第14条第 2	<u>部</u>		<u>課</u>		<u> </u>	条例第2号)第2		
	項の規定による地					<u>会</u>	条の規定による被		
	<u>域防災計画の作成</u>						表彰者の決定のた		
	及びその実施の推						めの審査に関する		
	進等の防災に関す						<u>事務</u> 		
	<u>る事務</u>	l		l			1		

静岡県	武力攻撃事態等に	危機	危機				
国民保	おける国民の保護	<u>管理</u>	<u>政策</u>				
護協議	<u>のための措置に関</u>	<u>部</u>	<u>課</u>				
<u>会</u>	<u>する法律(平成16</u>						
	年法律第112号)第						
	<u>37条第2項の規定</u>						
	による知事の諮問						
	に応じた国民の保						
	護のための措置に						
	関する重要事項の						
	審議及び知事に対						
	<u>する意見の陳述に</u>						
	関する事務						
<u>静岡県</u>	石油コンビナート	危機	<u>消防</u>				
石油コ	等災害防止法(昭	管理	保安				
<u>ンビナ</u>	和50年法律第84	<u>部</u>	<u>課</u>				
ート等	<u>号)第27条第3項</u>						
防災本	の規定による石油						
<u>部</u>	コンビナート等防						
	災計画の作成及び						
	その実施の推進等						
	石油コンビナート						
	等の防災に関する						
	事務						
静岡県	(略)	<u>経営</u>	<u>法務</u>	静岡県	(略)	<u>総務</u>	<u>法務</u>
行政不		<u>管理</u>	<u>課</u>	行政不		<u>部</u>	<u>文書</u>
服審査		<u>部</u>		服審査			<u>課</u>
会				会			
静岡県	(略)	経営	<u>法務</u>	静岡県	(略)	<u>総務</u>	<u>法務</u>
公益認		管理	課	公益認		<u>部</u>	文書
定等審		<u>部</u>		定等審			<u>課</u>
議会				議会			
静岡県	(略)	<u>経営</u>	<u>法務</u>	静岡県	(略)	 総務	法務
情報公		<u>管理</u>	<u>課</u>	情報公		<u>部</u>	文書
開審査		<u>部</u>		開審査			課
会				会			

静岡県	(略)	<u>経営</u>	<u>法務</u>	静岡県
個人情		管理	<u>課</u>	個人情
報保護		<u>部</u>		報保護
審査会				審査会
				静岡県
				公文書
				等管理
				審查会
静岡県	(略)	経営	(略)	静岡県
特別職		管理		特別和
報酬等		<u>部</u>		報酬等
審議会				審議会
静岡県	(略)	<u>経営</u>	(略)	静岡県
公務災		<u>管理</u>		公務災
害補償		<u>部</u>		害補價
等審査				等審査
会				会
静岡県	(略)	経営	(略)	静岡県
公務災		管理		公務第
害補償		<u>部</u>		害補價
等認定				等認定
委員会				委員会
静岡県	(略)	経営	(略)	静岡県
本人確		管理		本人都

		1	
静岡県	(略)	<u>総務</u>	<u>法務</u>
個人情		<u>部</u>	文書
報保護			<u>課</u>
審査会			
静岡県	知事の諮問に応じ	<u>総務</u>	<u>法務</u>
公文書	た静岡県公文書等	<u>部</u>	<u>文書</u>
等管理	の管理に関する条		<u>課</u>
審査会	例(令和6年静岡		
	<u>県条例第13号)第</u>		
	18条第1項若しく		
	は第2項の決定又		
	は第17条の規定に		
	基づく利用請求に		
	係る不作為に係る		
	審査請求について		
	の調査審議及び第		
	32条第2項の規定		
	による知事に対す		
	<u>る意見の陳述に関</u>		
	<u>する事務</u>		
静岡県	(略)	<u>総務</u>	(略)
特別職		<u>部</u>	
報酬等			
審議会			
静岡県	(略)	<u>総務</u>	(略)
公務災		<u>部</u>	
害補償			
等審査			
会			
静岡県	(略)	<u>総務</u>	(略)
公務災		<u>部</u>	
害補償			
等認定			
委員会			
静岡県	(略)	総務	(略)
本人確		<u>部</u>	

	1	1 1 1
認情報 <u>部</u> 認情報		
等保護等保護		
審議会審議会		
静岡県	<u>総務</u>	(略)
自治紛 管理 自治紛	<u>部</u>	
<u>部</u>		
委員		
	<u>総務</u>	(略)
固定資 置理 固定資	<u>部</u>	
産評価 <u>部</u> 産評価 産評価		
審議会審議会		
	危機	<u>危機</u>
	<u>管理</u>	<u>政策</u>
	<u>部</u>	<u>課</u>
項の規定による地		
域防災計画の作成		
<u>及びその実施の推</u>		
進等の防災に関す		
静岡県 武力攻撃事態等に	危機	<u> 危機</u>
国民保 おける国民の保護	<u>管理</u>	<u>政策</u>
護協議 のための措置に関	<u>部</u>	<u>課</u>
会 する法律(平成16		
年法律第112号)第		
37条第2項の規定		
による知事の諮問		
に応じた国民の保		
護のための措置に		
関する重要事項の		
審議及び知事に対		
する意見の陳述に		
関する事務		
<u>静岡県</u> <u>石油コンビナート</u>	危機	<u>消防</u>
<u> </u>	<u>管理</u>	<u>保安</u>
<u>ンビナ</u> <u>和50年法律第84</u>	<u>部</u>	課

1	İ	1			11		İ	I	
						<u>防災本</u>	の規定による石油		
						<u>部</u>	コンビナート等防		
							災計画の作成及び		
							その実施の推進等		
							<u>石油コンビナート</u>		
							等の防災に関する		
							<u>事務</u>		
静岡県	(略)					静岡県	(略)		
消費生						消費生			
活審議						活審議			
会						会			
(略)						(略)			
静岡県	(略)		<u>スポ</u>	(略)		静岡県	(略)		(略)
スポー			<u>ーツ</u>			スポー			
ツ推進			<u>局</u>			ツ推進			
審議会						審議会			
静岡県	(略)		文化	(略)		静岡県	(略)		(略)
文化政			<u>局</u>			文化政			
策審議						策審議			
会						会			
静岡県	(略)		文化	(略)		静岡県	(略)		(略)
文化財			<u>局</u>			文化財			
保護審						保護審			
議会						議会			
静岡県	地方独立行政法人	<u>スポ</u>	総合	大学					
公立大	法(平成15年法律	<u>ーツ</u>	教育	課					
<u>学法人</u>	<u>第118号)第11条第</u>	<u>• 文</u>	<u>局</u>						
評価委	<u>2項の規定による</u>	<u>化観</u>							
<u>員会</u>	静岡県公立大学法	<u>光部</u>							
	人及び公立大学法								
	<u>人静岡文化芸術大</u>								
	学の業務の実績に								
	関する評価その他								
	同法によりその権								
	限に属させられた								
	事項の処理に関す								

	<u>る事務</u>								
<u> </u>	私立学校法(昭和	<u>スポ</u>	総合	<u>私学</u>					
私立学	24年法律第270号)	<u>–"</u>	<u>教育</u>	振興					
校審議	第9条第1項の規	<u>·文</u>	<u>局</u>	課					
<u>숲</u>	定による同法の規	<u>化観</u>							
	定によりその権限	<u>光部</u>							
	に属させられた事								
	項の審議並びに同								
	条第2項の規定に								
	よる私立大学及び								
	私立高等専門学校								
	以外の私立学校並								
	びに私立専修学校								
	及び私立各種学校								
	に関する重要事項								
	<u>についての知事に</u>								
	対する建議に関す								
	る事務								
静岡県	(略)		観光	(略)	静岡県	(略)			
観光審			交流		観光審				
義会			<u>局</u>		議会				
(略)	Γ	1	I	I	(略)	T		I	
静岡県	知事の諮問に応じ	(略)	<u>こど</u>	<u>こど</u>	静岡県	<u>児童福祉法(昭和</u>	(略)	<u>こど</u>	
<u>ハじめ</u>	たいじめ防止対策		<u>も未</u>	<u>も家</u>	小児慢	22年法律第164号)		も若	
調査委	推進法(平成25年		<u>来局</u>	庭課	性特定	第19条の3第4項		<u>者局</u>	
員会	<u>法律第71号)第28</u>				疾病審	の規定による医療			
	条第1項の規定に				<u> </u>	費支給認定をしな			
	よる調査の結果に					いことに係る審査			
	<u>ついての調査に関</u>					に関する事務			
	する事務								
静岡県	<u>児童福祉法(昭和</u>	(略)	<u>こど</u>	(略)	静岡県	知事の諮問に応じ	(略)	<u>こど</u>	
小児慢	22年法律第164号)		<u>も未</u>		<u>いじめ</u>	たいじめ防止対策		も若	
性特定	第19条の3第4項		<u>来局</u>		調査委	推進法(平成25年		<u>者局</u>	
疾病審	<u>の規定による医療</u>				<u>員会</u>	<u>法律第71号)第28</u>			
<u> </u>	費支給認定をしな					条第1項の規定に			
	いことに係る審査					よる調査の結果に			

	<u>に関する事務</u>				<u>ついての調査に関</u>			
					<u>する事務</u>			
				静岡県	私立学校法(昭和	健康	<u>こど</u>	<u>私学</u>
				私立学	24年法律第270号)	<u>福祉</u>	<u>も若</u>	振興
				校審議	第9条第1項の規	<u>部</u>	者局	<u>課</u>
				<u>会</u>	定による同法の規			
					定によりその権限			
					に属させられた事			
					項の審議並びに同			
					条第2項の規定に			
					よる私立大学及び			
					私立高等専門学校			
					以外の私立学校並			
					びに私立専修学校			
					及び私立各種学校			
					に関する重要事項			
					<u>についての知事に</u>			
					対する建議に関す			
					る事務			
静岡県	(略)			静岡県	(略)			
障害者				障害者				
施策推				施策推				
進協議				進協議				
会				会				
(略)				(略)		T		
静岡県	国民健康保険法	(略)		静岡県	国民健康保険法	(略)	
国民健	(昭和33年法律第			国民健	(昭和33年法律第			
康保険	192号)第91条第 1			康保険	192号)第91条第 1			
審査会	項の規定による保			審査会	項の規定による保			
	険給付に関する処				険給付に関する処			
	分(<u>被保険者証の</u>				分(同法第9条第			
	交付の請求又は返				2項及び第4項の			
	<u>還に関する</u> 処分を				規定による求めに			
	含む。) 又は保険料				対する処分を含			
	その他同法の規定				む。)又は保険料そ			
	による徴収金に関				の他同法の規定に			

(略)				(略)			
審議会				審議会			
業振興			<u>課</u>	業振興			課
果樹農			<u>振興</u>	果樹農			振興
静岡県	(略)		農芸	静岡県	(略)		農産
(略)	Τ			(略)	T		1
会			課	会			
策審議			<u>政策</u>	策審議			<u>課</u>
雇用対			雇用	雇用対			人材
静岡県	(略)		<u>労働</u>	静岡県	(略)		産業
(略)	Γ			(略)	T		
	務				に関する事務		
	の審理に関する事				る審査請求の審理		
	に対する審査請求				関する処分に対す		
	る。)に関する処分				るものに限る。)に		
	収するものに限				広域連合が徴収す		
	医療広域連合が徴				び後期高齢者医療		
	町及び後期高齢者				る徴収金(市町及		
	による徴収金(市				第4章の規定によ		
	同法第4章の規定				保険料その他同法		
	又は保険料その他				処分を含む。)又は		
	<u>する</u> 処分を含む。)				よる求めに対する		
	請求又は返還に関				び第5項の規定に		
	保険者証の交付の				法第54条第3項及		
	に関する処分(<u>被</u>				に関する処分(<u>同</u>		
	期高齢者医療給付				期高齢者医療給付		
会	項の規定による後			会	項の規定による後		
療審査	80号)第128条第 1			療審査	80号)第128条第 1		
齢者医	(昭和57年法律第			齢者医	(昭和57年法律第		
後期高	保に関する法律			後期高	保に関する法律		
静岡県	高齢者の医療の確	(略)		静岡県	高齢者の医療の確	(略)	
					する事務		
	関する事務				査請求の審理に関		
	審査請求の審理に				る処分に対する審		
	する処分に対する				よる徴収金に関す		

第1節 <u>知事直轄組織関係出先機関</u>

第1節 企画部関係出先機関

- 第14条 首都圏において、地域外交の拠点として外国大使館等との連携強化等に関する事務を処理するとともに、多様な人的ネットワークの構築及び拡大、国内外への情報発信、企業の誘致等に関する事務を処理するため、静岡県東京事務所(以下「東京事務所」という。)を東京都千代田区平河町2丁目に置く。
- 2 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) <u>外国大使館等との連携強化及び連絡調整</u> に関すること。

(2) (略)

(3) • (4) (略)

- (5) 国及び関係機関等との連絡調整に関する こと。
- (6) (略)
- (7) 企業の誘致及び人材確保に関すること。 (8)・(9) (略)
- 第14条の2 関西圏において、地域外交の拠点 として外国領事館等との連携強化等に関する 事務を処理するとともに、多様な人的ネット ワークの構築及び拡大、国内外への情報発 信、企業の誘致等に関する事務を処理するため、静岡県大阪事務所(以下「大阪事務所」 という。)を大阪市中央区備後町3丁目に置く。
- 2 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 外国領事館等との連携強化及び連絡調整に関すること。

(2) (略)

- 第14条 首都圏において、多様な人的ネットワークの構築及び拡大、関係機関等との連絡調整、企業の誘致等に関する事務を処理するため、静岡県東京事務所(以下「東京事務所」という。)を東京都千代田区平河町2丁目に置く。
- 2 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 国及び関係機関等との連絡調整に関すること。
 - (3) 企業の誘致及び人材確保に関すること。 (4)・(5) (略)

(6) (略)

(7) • (8) (略)

- 第14条の2 関西圏において、多様な人的ネットワークの構築及び拡大、関係機関等との連 絡調整、企業の誘致等に関する事務を処理するため、静岡県大阪事務所(以下「大阪事務所」という。)を大阪市中央区備後町3丁目に置く。
- 2 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 - <u>(1)</u> (略)
 - (2) 関係機関等との連絡調整に関すること。
 - ③ 企業の誘致に関すること。

(3)~(6) (略)

(7) 企業の誘致に関すること。

(8) • (9) (略)

(4)~(7) (略)

(8) • (9) (略)

第1節の2 総務部関係出先機関第1款 地域局

- 第14条の3 防災対策その他の危機管理に関する事務を処理するとともに、地域の連携強化及び振興等に関する事務を処理するため、地域局を置く。
- 2 地域局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

<u>名 称</u>	位 置	所管区域
<u>静岡県</u>	下田市	下田市 賀茂郡
賀茂地	<u>敷根</u>	
<u>域局</u>		
静岡県	沼津市	沼津市 熱海市 三
東部地	高島本	島市 富士宮市 伊
域局	<u>町</u>	東市 富士市 御殿
		場市 裾野市 伊豆
		市 伊豆の国市 田
		方郡 駿東郡
静岡県	藤枝市	静岡市 島田市 焼
中部地	瀬戸新	津市 藤枝市 牧之
<u>域局</u>	<u>屋</u>	原市 榛原郡
静岡県	磐田市	浜松市 磐田市 掛
西部地	<u>見付</u>	川市 袋井市 湖西
域局		市 御前崎市 菊川
		市 周智郡

- 3 地域局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) <u>災害対策本部方面本部及び地震災害警戒</u> <u>本部方面本部の組織及び運営に関するこ</u> と。
 - (2) 出先機関相互の連絡調整に関すること。
 - ③ 国民保護に関すること。
 - (4) 県民の防災意識の高揚に関すること。
 - (5) 災害ボランティアに関すること。

- (6) 自主防災組織に関すること。
- (7) 企業の防災対策に関すること。
- (8) 伊豆東部火山群対策に関すること(静岡 県賀茂地域局及び静岡県東部地域局に限 る。)。
- (9) 富士山火山対策に関すること。
- (10) 防災訓練の企画及び実施に関すること。
- (11) 市町の防災体制の確立に関すること。
- (12) 市町村地域防災計画に関すること。
- (<u>i</u>3) 自衛隊、ライフライン関係機関等との連携に関すること。
- (14) 消防に関すること。
- (15) 原子力発電所の防災対策に関すること。
- (16) 防災行政無線に関すること。
- (II) 危機管理体制の整備並びに危機事態の掌握、総合調整及び応急対策に関すること。
- (18) 危機管理に係る情報発信に関すること。
- (19) 地域の連携強化、地域と連携した施策の 企画及び推進に関すること。
- (20) 地域の振興に関すること。
- (<u>3</u>1) 地域の交通ネットワークの拡充に関する こと。
- (22) 地域における行政情報の収集及び提供に 関すること。
- (23) 伊豆半島地域の観光振興に関すること (静岡県賀茂地域局及び静岡県東部地域局 に限る。)。
- (3) 賀茂広域消費生活センターの会計事務及 び庶務に関すること(静岡県賀茂地域局に 限る。)。
- 4 次の表の左欄に掲げる地域局に、同表の右欄に掲げる課を置く。

<u>地 域 局</u>	<u>課</u>
静岡県賀茂地域局	<u>危機管理課</u>
	<u>地域課</u>
静岡県東部地域局	<u>危機管理課</u>

	<u>地域課</u>
静岡県中部地域局	<u>危機管理課</u>
	<u>地域課</u>
静岡県西部地域局	危機管理課
	地域課

 第1節の3
 財務部関係出先機関

 第1款
 財務事務所

- 第15条 静岡県財務事務所設置条例(昭和26年 静岡県条例第45号)第1条の規定に基づき、 県税に関する事務を処理するため、財務事務 所を置く。
- 2 財務事務所の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。

<u>名 称</u>	位 置	<u>所 管 区 域</u>
静岡県	下田市	下田市 賀茂郡
下田財	<u>中</u>	
務事務		
<u>所</u>		
静岡県	熱海市	熱海市 伊東市
熱海財	水口町	
務事務		
所		
静岡県	沼津市	沼津市 三島市 御
沼津財	高島本	殿場市 裾野市 伊
務事務	<u>町</u>	豆市 伊豆の国市
所		田方郡 駿東郡
静岡県	富士市	富士宮市 富士市
富士財	本市場	
務事務		
<u>所</u>		
静岡県	静岡市	静岡市
静岡財	駿河区	
務事務	有明町	
<u>所</u>		
静岡県	藤枝市	島田市 焼津市 藤
藤枝財	瀬戸新	技市 牧之原市 榛

務事務	<u>屋</u>	<u>原郡</u>
<u>所</u>		
静岡県	磐田市	磐田市 掛川市 袋
磐田財	<u>見付</u>	井市 御前崎市 菊
務事務		川市 周智郡
<u>所</u>		
静岡県	<u>浜松市</u>	<u>浜松市 湖西市</u>
<u>浜松財</u>	中央区	
務事務	<u>中央1</u>	
<u>所</u>	丁目	

- 3 財務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 県税に係る徴収金の賦課徴収に関すること。
 - (2) 県税に関する犯則事件に関すること。
 - (3) 納税貯蓄組合の育成及び指導に関すること。
 - (4) 選挙に関すること。
 - (5) 地域における情報公開に関すること。
 - (6) 総合庁舎(北遠総合庁舎を除く。)の管理 及び維持修繕に関すること。
- 4 次の表の左欄に掲げる財務事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。

財務事務所	<u>課</u>
静岡県沼津財務事	<u>総務課</u>
<u>務所</u>	<u>管理課</u>
静岡県静岡財務事	納税第1課
<u>務所</u>	納税第2課
静岡県浜松財務事	自動車税課
務所	直税第1課
	直税第2課
	間税課
静岡県下田財務事	<u>管理課</u>
<u>務所</u>	納税課
静岡県熱海財務事	課税課
<u>務所</u>	

第1節の2 危機管理部関係出先機関

<u>第14条の3</u> (略)

<u>第14条の4</u> (略)

第1節の3 経営管理部関係出先機関 第1款 財務事務所

第15条 静岡県財務事務所設置条例(昭和26年 静岡県条例第45号)第1条の規定に基づき、 県税に関する事務を処理するため、財務事務 所を置く。

2 財務事務所の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。

<u>名 称</u>	位置	所 管 区 域
静岡県	下田市	下田市 賀茂郡
下田財	中	
務事務		
<u>所</u>		
静岡県	熱海市	熱海市 伊東市
熱海財	水口町	
務事務		
<u>所</u>		
静岡県	沼津市	沼津市 三島市 御
沼津財	高島本	殿場市 裾野市 伊
務事務	<u>町</u>	豆市 伊豆の国市
<u>所</u>		田方郡 駿東郡
静岡県	富士市	富士宮市 富士市
富士財	本市場	
務事務		
<u>所</u>		
静岡県	静岡市	<u>静岡市</u>
静岡財	駿河区	

 静岡県富士財務事

 務所

 静岡県藤枝財務事

 務所

 静岡県磐田財務事

 務所

第1節の4 危機管理部関係出先機関

第15条の2 (略)

第15条の3 (略)

<u>務事務</u> <u>所</u>	有明町	
静岡県 藤枝財 務事務 <u>所</u>	藤枝市 瀬戸新 屋	島田市 焼津市 藤 枝市 牧之原市 榛 原郡
静岡県磐田財務事務所	<u>磐田市</u> 見付	<u>磐田市 掛川市 袋</u> 井市 御前崎市 菊 川市 周智郡
静岡県 浜松財 務事務 <u>所</u>	浜松市 中央区 中央1 丁且	浜松市 湖西市

- 3 財務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 県税に係る徴収金の賦課徴収に関すること。
 - (2) 県税に関する犯則事件に関すること。
 - (3) 納税貯蓄組合の育成及び指導に関すること。
 - (4) 選挙に関すること。
 - (5) 地域における情報公開に関すること。
 - (6) 総合庁舎 (北遠総合庁舎を除く。)の管理 及び維持修繕に関すること。
- 4 次の表の左欄に掲げる財務事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。

財務事務所	<u>課</u>
静岡県沼津財務事	<u>総務課</u>
<u>務所</u>	<u>管理課</u>
静岡県静岡財務事	納税第1課
<u>務所</u>	納税第2課
静岡県浜松財務事	自動車税課
<u>務所</u>	直税第1課
	直税第2課
	間税課

 静岡県下田財務事
 管理課

 務所
 納税課

 静岡県熱海財務事
 課税課

 務所
 静岡県藤枝財務事

 務所
 静岡県磐田財務事

 務所
 静岡県磐田財務事

 務所
 務所

第2款 地域局

- 第15条の2 防災対策その他の危機管理に関する事務を処理するとともに、地域の連携強化及び振興等に関する事務を処理するため、地域局を置く。
- 2 地域局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

<u> </u>	位 置	所 管 区 域
静岡県	下田市	下田市 賀茂郡
賀茂地	敷根	
<u>域局</u>		
静岡県	沼津市	沼津市 熱海市 三
東部地	高島本	島市 富士宮市 伊
<u>域局</u>	<u>町</u>	東市 富士市 御殿
		場市 裾野市 伊豆
		市 伊豆の国市 田
		方郡 駿東郡
静岡県	藤枝市	静岡市 島田市 焼
<u>中部地</u>	瀬戸新	津市 藤枝市 牧之
<u>域局</u>	<u>屋</u>	原市 榛原郡
静岡県	磐田市	<u>浜松市 磐田市 掛</u>
西部地	<u>見付</u>	川市 袋井市 湖西
<u>域局</u>		市 御前崎市 菊川
		市 周智郡

3 地域局の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 災害対策本部方面本部及び地震災害警戒 <u>本部方面本部の組織及び運営に関するこ</u> と。

- (2) 出先機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 国民保護に関すること。
- (4) 県民の防災意識の高揚に関すること。
- (5) 災害ボランティアに関すること。
- (6) 自主防災組織に関すること。
- (7) 企業の防災対策に関すること。
- (8) 伊豆東部火山群対策に関すること(静岡 県賀茂地域局及び静岡県東部地域局に限 る。)。
- (9) 富士山火山対策に関すること。
- (10) 防災訓練の企画及び実施に関すること。
- (11) 市町の防災体制の確立に関すること。
- (12) 市町村地域防災計画に関すること。
- (ii) 自衛隊、ライフライン関係機関等との連携に関すること。
- (14) <u>消防に関すること。</u>
- (15) 原子力発電所の防災対策に関すること。
- (16) 防災行政無線に関すること。
- (II) 危機管理体制の整備並びに危機事態の掌握、総合調整及び応急対策に関すること。
- (18) 危機管理に係る情報発信に関すること。
- (19) 地域の連携強化、地域と連携した施策の 企画及び推進に関すること。
- (20) 地域の振興に関すること。
- (21) 地域の交通ネットワークの拡充に関すること。
- ② 地域における行政情報の収集及び提供に 関すること。
- ② 伊豆半島地域の観光振興に関すること (静岡県賀茂地域局及び静岡県東部地域局 に限る。)。
- (24) 賀茂広域消費生活センターの会計事務及 び庶務に関すること(静岡県賀茂地域局に 限る。)。

4 次の表の左欄に掲げる地域局に、同表の右

欄に掲げる課を置く。

<u>地 域 局</u>	<u>課</u>
静岡県賀茂地域局	<u>危機管理課</u>
	<u>地域課</u>
静岡県東部地域局	危機管理課
	<u>地域課</u>
静岡県中部地域局	危機管理課
	地域課
静岡県西部地域局	<u>危機管理課</u>
	地域課

第2節 くらし・環境部関係出先機関 第1款 県民生活センター

第16条 (略)

第15款 動物管理指導センター

- 第34条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) 及び動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48年法律第105号)並びに静岡県動物の愛護及 び管理に関する条例(平成12年静岡県条例第 70号)に関する事務を処理するため、<u>静岡県</u> 動物管理指導センター(以下「動物管理指導 センター」という。)を<u>浜松市中央区大山町</u>に 置く。
- <u>動物管理指導センター</u>の所掌事務は、次の とおりとする。

(1)~(3) (略)

第36条 (略)

- 2 (略)
- 3 農林事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(30) (略)

(31)~(44) (略)

第2節 くらし・環境部関係出先機関 第1款 県民生活センター

第16条 (略)

第15款 動物愛護センター

- 第34条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) 及び動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48年法律第105号)並びに静岡県動物の愛護及 び管理に関する条例(平成12年静岡県条例第 70号)に関する事務を処理するため、<u>静岡県</u> 動物愛護センター(以下「動物愛護センタ 一」という。)を富士市大渕に置く。
- <u>動物愛護センター</u>の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

(4) 災害時に被災した動物の保護、収容等に 関すること。

第36条 (略)

- 2 (略)
- 3 農林事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(30) (略)

(31) 大代川農地防災ダムの管理に関すること (静岡県志太榛原農林事務所に限る。)。

<u>(32)∼(45)</u> (略)

 $4 \sim 7$ (略)

第50条 (略)

2 (略)

3 土木事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) (略)

(7) 宅地造成等規制に関すること。

(8) • (9) (略)

(10) 土採取等規制に関すること。

(ii) 盛土等規制に関すること(静岡県盛土等 の規制に関する条例(令和4年静岡県条例 第20号)の規定に基づく申請、届出及び報 告の受付に係るものに限る。)。

(12) • (13) (略)

4 (略)

 $4 \sim 7$ (略)

第50条 (略)

2 (略)

3 土木事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) (略)

(7) • (8) (略)

(9) <u>宅地造成及び特定盛土等の規制に関する</u> <u>こと(盛土対策課の所掌に属するものを除</u> <u>く。)</u>。

(10) • (11) (略)

4 (略)

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次 の表の左欄に掲げる事務を所掌する土木事務 所の名称及びその所管区域は、同表の中欄及 び右欄に掲げるとおりとする。

<u>所掌事務</u>	土木事	所 管 区 域
	務所名	
<u>宅地造成</u>	静岡県	静岡県下田土木事
及び特定	沼津土	務所の所管区域
盛土等規	<u>木事務</u>	静岡県熱海土木事
制法の規	所	務所の所管区域
定に基づ		静岡県沼津土木事
く許可等		務所の所管区域
に関する	静岡県	静岡県袋井土木事
こと。	<u>袋井土</u>	務所の所管区域
	<u>木事務</u>	静岡県浜松土木事
	所	務所の所管区域
		(湖西市の区域に
		限る。)

 $6 \sim 10$ (略)

(本庁の部長等)

第60条 本庁の部に部長を、出納局に出納局長

<u>5~9</u> (略)

(本庁の部長等)

第60条 本庁の部に部長を、出納局に出納局長

を、<u>経営管理部に経営管理部次長</u>を、局に局 長を、局(出納局に限る。)に局次長を、課に 課長を、班に班長を置く。

2 • 3 (略)

4 <u>経営管理部次長</u>は、上司の命を受けて<u>経営</u> <u>管理部</u>の所掌事務を統括し、所属職員を指揮 監督する。

 $5 \sim 8$ (略)

(静岡県理事)

第62条 (略)

(知事公室長)

第62条の2 前3条に規定する職のほか、知事 直轄組織に知事公室長を置き、その職務は、 上司の命を受けて、特定の重要事項を処理す るとともに、知事及び副知事に関する事項に 関し所要の総合調整を行うこととする。

(政策推進担当部長)

第62条の3 第60条から前条までに規定する職のほか、知事直轄組織に政策推進担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、知事直轄組織の所掌事務(政策推進局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(政策推進局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(政策調整監)

第62条の4 第60条から前条までに規定する職のほか、知事直轄組織に政策調整監を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。

(<u>デジタル戦略担当部長</u>)

第62条の5 第60条から前条までに規定する職のほか、知事直轄組織にデジタル戦略担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、<u>知事直轄組織</u>の所掌事務(デジタル戦略局の所掌事

を、<u>部(企画部、総務部及び財務部に限る。)</u> <u>に部次長</u>を、局に局長を、局(出納局に限 る。)に局次長を、課に課長を、班に班長を置 く。

2 · 3 (略)

4 <u>部次長</u>は、上司の命を受けて<u>部</u>の所掌事務 を統括し、所属職員を指揮監督する。

5~8 (略)

(静岡県理事)

第62条 (略)

(<u>デジタル戦略部長</u>)

第62条の2 前3条に規定する職のほか、企画 部にデジタル戦略部長を置き、その職務は、 上司の命を受けて、特定の重要事項を処理す るとともに、企画部の所掌事務(デジタル戦 略課、電子県庁課及び統計活用課の所掌事務 務に限る。)を統括し、所属職員(<u>デジタル戦</u> 略局に所属する職員に限る。)を指揮監督す る。

(地域外交担当部長)

第62条の6 第60条から前条までに規定する職のほか、知事直轄組織に地域外交担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、知事直轄組織の所掌事務(地域外交局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(地域外交局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(南アルプス担当部長)

第62条の7 第60条から前条までに規定する職のほか、くらし・環境部に南アルプス担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。

(感染症危機管理担当部長)

第62条の8 第60条から前条までに規定する職のほか、健康福祉部に感染症危機管理担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。

(農林水産担当部長)

第62条の9 第60条から前条までに規定する職のほか、経済産業部に農林水産担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、経済産業部の所掌事務(農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(デジタル推進官)

第66条 第60条から前条までに規定する職のほ

に限る。)を統括し、所属職員(デジタル戦略 課、電子県庁課及び統計活用課に所属する職 員に限る。)を指揮監督する。

(知事公室長)

第62条の3 第60条から前条までに規定する職のほか、総務部に知事公室長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、知事及び副知事に関する事項に関し所要の総合調整を行うこととする。

(こども若者政策部長)

第62条の4 第60条から前条までに規定する職のほか、健康福祉部にこども若者政策部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、健康福祉部の所掌事務(こども若者局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(こども若者局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(農林水産統括部長)

第62条の5 第60条から前条までに規定する職のほか、経済産業部に農林水産統括部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、経済産業部の所掌事務(農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局の所掌事務に限る。)を統括し、所属職員(農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に所属する職員に限る。)を指揮監督する。

(LGX推進官)

第66条 第60条から前条までに規定する職のほ

か、必要と認める部<u>、</u>出納局<u>又は局</u>に<u>デジタ</u>ル推進官を置き、その職務は、上司の命を受けて部<u>、</u>出納局<u>又は局</u>の<u>情報通信技術に関する施策</u>に関して事務及び事業を総括整理することとする。

(多文化共生推進官)

第66条の2 第60条から前条までに規定する職のほか、<u>知事直轄組織</u>に多文化共生推進官を置き、その職務は、上司の命を受けて外国人住民と共生する地域づくりの推進に関する施策に関して事務及び事業を総括整理することとする。

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
統括秘書主幹	知事戦略局秘書	(略)
秘書監	課	
秘書主幹		
(略)		
組合検査官	(略)	1
水産・海洋統	経済産業部水産	局の所掌事務を
<u>括官</u>	<u>・海洋局</u>	統括整理する。
検査技監	(略)	
(略)		
局付主幹	知事戦略局、政	局長(政策推進
	<u>策推進局、デジ</u>	局にあっては政
	タル戦略局、地	<u>策推進担当部長</u>
	<u>域外交局又は</u> 出	又は局長、デジ
	納局会計総務課	タル戦略局にあ
		ってはデジタル
		戦略担当部長又

か、必要と認める部<u>又は</u>出納局に<u>LGX推進</u> 官を置き、その職務は、上司の命を受けて部 又は出納局の<u>ローカル・ガバメント・トラン</u> スフォーメーションの推進に関して事務及び 事業を総括整理することとする。

(多文化共生推進官)

第66条の2 第60条から前条までに規定する職のほか、企画部に多文化共生推進官を置き、その職務は、上司の命を受けて外国人住民と共生する地域づくりの推進に関する施策に関して事務及び事業を総括整理することとする。

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

掲げる職務を行う。					
職	機関	職務			
(略)					
統括秘書主幹	総務部秘書課	(略)			
秘書監					
秘書主幹					
(略)					
組合検査官	(略)				
検査技監	(略)				
(略)					
局付主幹	出納局会計総務	局長又は局次長			
	課	の特命事項に関			
		する事務、局長			
		及び局次長に関			
		する庶務 <u>並びに</u>			
		議会関係事務を			
		処理する。			

I	I	l	1 1	I	I	1	1 1
		は局長、地域外					
		交局にあっては					
		地域外交担当部					
		長又は局長、出					
		納局にあっては					
		局長又は局次					
		長 <u>)</u> の特命事項					
		に関する事務、					
		<u>局長(政策推進</u>					
		局にあっては政					
		<u>策推進担当部長</u>					
		及び局長、デジ					
		タル戦略局にあ					
		ってはデジタル					
		<u>戦略担当部長及</u>					
		び局長、地域外					
		交局にあっては					
		地域外交担当部					
		長及び局長、出					
		納局にあっては					
		局長及び局次					
		長 <u>)</u> に関する庶					
		務 <u>及び</u> 議会関係					
		事務を処理す					
		る。					
(略)				(略)			
部付主査	(略)	<u> </u>		部付主査	(略)		
局付主査	<u>知事戦略局、政</u>	<u>局長(政策推進</u>					
	策推進局、デジ	局にあっては政					
	タル戦略局又は	<u>策推進担当部長</u>					
	地域外交局	又は局長、デジ					
		タル戦略局にあ					
		ってはデジタル					
		<u>戦略担当部長又</u>					
		は局長、地域外					
		交局にあっては					

		地域外交担当部
		長又は局長) の
		特命事項に関す
		る事務、局長
		(政策推進局に
		あっては政策推
		進担当部長及び
		局長、デジタル
		戦略局にあって
		はデジタル戦略
		担当部長及び局
		長、地域外交局
		にあっては地域
		外交担当部長及
		び局長) に関す
		<u>る庶務及び議会</u>
		関係事務を処理
		<u>する。</u>
専門主査	(略)	
(略)		

$2 \sim 6$ (略)

7 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

<u>りる。</u>		
職	機関	事務
<u>フロンティア</u>	政策推進局総合	<u>ふじのくにのフ</u>
推進室長	<u>政策課</u>	ロンティアを拓
		く取組の推進に
		関する事務
旅券室長	<u>地域外交局多文</u>	(略)
	<u>化共生課</u>	
新被害想定担	<u>危機管理部危機</u>	静岡県第5次地
<u>当室長</u>	<u>政策課</u>	震被害想定の策
		定に関する事務

専門主査	(略)	
	(HI)	
(略) 2~6 (略)		

$2 \sim 6$ (略)

7 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の 表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機 関に置き、その職にある者は、それぞれ上司 の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理 する。

職	機関	事務
旅券室長	企画部多文化共 生課	(邮各)
大学室長	企画部総合教育	高等教育の振興 に関する事務

消防防災航空	<u>危機管理部消防</u>	消防防災航空隊
<u>室長</u>	<u>保安課</u>	及び防災ヘリコ
		<u>プターに関する</u>
		<u>事務</u>
人材育成室長	経営管理部人事	(略)
	課	
監察室長	経営管理部人事	(略)
	課	
健康指導室長	経営管理部職員	(略)
	<u>厚生課</u>	
建築確認検査	(略)	
室長		
(略)	T	T
スポーツコミ	スポーツ・文化	(略)
ッション担当	観光部スポーツ	
室長	<u>局</u>	
地域文化推進	<u>スポーツ・文化</u>	(略)
室長	観光部文化局	

文書室長	総務部法務文書	文書の管理に関
	<u>課</u>	<u>する事務</u>
人材育成室長	総務部人事課	(略)
監察室長	総務部人事課	(略)
健康指導室長	総務部職員厚生	(略)
	課	
フロンティア	総務部地域振興	ふじのくにのフ
推進室長	課	ロンティアを拓
		く取組の推進に
		関する事務
資産経営推進	財務部行政経営	ファシリティマ
室長	課	ネジメントの推
主区	<u> </u>	
.=n./#-+-149	11.1.7 <i>fr</i> -2-pr 11.746 11.	進に関する事務
土木設備支援	財務部設備課	土木設備の管理
<u>室長</u>		に関する事務
新被害想定担	危機管理部危機	静岡県第5次地
当室長	政策課	震被害想定の策
		定に関する事務
消防防災航空	<u>危機管理部消防</u>	消防防災航空隊
<u>室長</u>	<u>保安課</u>	及び防災ヘリコ
		プターに関する
		<u>事務</u>
建築確認検査	(略)	
室長		
(略)	<u>, </u>	<u>, </u>
スポーツコミ	<u>スポーツ・文化</u>	(略)
ッション担当	観光部スポーツ	
室長	<u>政策課</u>	
地域文化推進	スポーツ・文化	(略)
室長	観光部文化政策	
	課	
(略)		•

地域包括ケア	(略)	
推進室長		
精神保健福祉	(略)	
室長		
(略)		
医療人材室長	(略)	
<u>感染症危機対</u>	健康福祉部医療	感染症危機対策
策室長	<u>局感染症対策課</u>	に関する事務
通商推進室長	(略)	
(略)		
未来まちづく	(略)	
り室長		
土木設備支援	交通基盤部建築	土木設備の管理
<u>室長</u>	<u>管理局設備課</u>	に関する事務

(動物保護指導班等)

- 第74条 静岡県東部保健所<u>静岡県富士保健所</u> 及び静岡県中部保健所<u>並びに動物管理指導セ</u> <u>ンター</u>の動物保護指導班及び動物愛護班に<u></u> 班長を置く。
- 2 前項の班長は、上司の命を受けて狂犬病予防法による犬の抑留、保護動物の管理並びに動物の保護及び飼育の指導に関する事務を処理する。
- 3 第1項の班長は、次の表の左欄に掲げる保 健所等の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に 掲げる保健所の所管区域において、それぞれ の保健所長の命を受けて事務を処理する。

所属する保健所等	所管する保健所
(略)	
静岡県富士保健所	(略)
静岡県中部保健所	静岡県中部保健所

地域包括ケア	(略)	
推進室長		
幼児教育推進	こども若者局こ	<u>幼児期の教育の</u>
<u>室長</u>	<u>ども未来課</u>	振興に関する事
		<u>務</u>
精神保健福祉	(略)	
室長		
(略)		
医療人材室長	(略)	
通商推進室長	(略)	
(略)		
未来まちづく	(略)	
り室長		
精神保健福祉 室長 (略) 医療人材室長 通商推進室長 (略) 未来まちづく	(略)	

(動物保護指導班等)

- 第74条 静岡県東部保健所及び静岡県中部保健 所の動物保護指導班及び動物愛護班に班長 を<u>動物愛護センターに主幹を</u>置く。
- 2 前項の班長<u>又は主幹</u>は、上司の命を受けて 狂犬病予防法による犬の抑留、保護動物の管 理並びに動物の保護及び飼育の指導に関する 事務を処理する。
- 3 第1項の班長<u>又は主幹</u>は、次の表の左欄に 掲げる保健所等の区分ごとに、それぞれ同表 の右欄に掲げる保健所の所管区域において、 それぞれの保健所長の命を受けて事務を処理 する。

所属する保健所等	所管する保健所	
(略)		
動物愛護センター	(略)	
静岡県中部保健所	静岡県中部保健所_	
	静岡県西部保健所	

動物管理指導セン	静岡県西部保健所			
<u>9-</u>				
				-

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第4号の表環境局の項の改正(生活環境課に係る部分に限る。)及び第50条の改正は、令和7年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる課又は出先機関に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を 発せられない限り、改正後の静岡県行政組織規則(以下「改正後の規則」という。)に基づく同表の右欄に 掲げる課又は出先機関の勤務を命ぜられたものとする。

140 分株人は田州阪内の動物を削せられたものと	
知事戦略局秘書課	総務部秘書課
知事戦略局広聴広報課	総務部広聴広報課
政策推進局財政課	財務部財政課
デジタル戦略局デジタル戦略課	企画部デジタル戦略課
デジタル戦略局電子県庁課	企画部電子県庁課
デジタル戦略局データ活用推進課	企画部統計活用課
デジタル戦略局統計調査課	
地域外交局地域外交課	企画部地域外交課
地域外交局多文化共生課	企画部多文化共生課
経営管理部法務課	総務部法務文書課
経営管理部文書課	
経営管理部人事課	総務部人事課
経営管理部職員厚生課	総務部職員厚生課
経営管理部税務課	財務部税務課
経営管理部地域振興課	総務部地域振興課
経営管理部市町行財政課	総務部市町行財政課
スポーツ・文化観光部政策管理局総務課	スポーツ・文化観光部総務課
スポーツ・文化観光部政策管理局経理課	スポーツ・文化観光部企画経理課
スポーツ・文化観光部政策管理局企画政策課	
スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策	スポーツ・文化観光部スポーツ政策課
課	
スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興	スポーツ・文化観光部スポーツ振興課
課	

スポーツ・文化観光部文化局文化政策課	スポーツ・文化観光部文化政策課
スポーツ・文化観光部文化局文化財課	スポーツ・文化観光部文化財課
スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課	スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課
スポーツ・文化観光部総合教育局総合教育課	企画部総合教育課
スポーツ・文化観光部総合教育局大学課	
スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課	健康福祉部こども若者局私学振興課
スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課	スポーツ・文化観光部観光政策課
スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課	スポーツ・文化観光部観光振興課
スポーツ・文化観光部空港振興局空港管理課	スポーツ・文化観光部空港管理課
スポーツ・文化観光部空港振興局空港振興課	スポーツ・文化観光部空港振興課
経済産業部就業支援局労働雇用政策課	経済産業部就業支援局産業人材課
経済産業部農業局農芸振興課	経済産業部農業局農産振興課
交通基盤部建築管理局建築企画課	財務部建築企画課
交通基盤部建築管理局建築工事課	財務部建築工事課
交通基盤部建築管理局設備課	財務部設備課
動物管理指導センター	動物愛護センター

3 この規則の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、専門主査、主査又は主任の職に補されている者は、別に辞令を発せられない限り、改正後の規則に基づく同表の右欄に掲げる課又は出 先機関の主幹、専門主査、主査又は主任の職に補されたものとする。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

4 狂犬病予防法施行細則(昭和25年静岡県規則第97号)の一部を次のように改正する。

 改正前
 改正後

 (評価人)
 (評価人)

第2条 政令第5条に規定する評価人は、犬及 び政令第1条に規定する動物について知識及 び経験のある者並びに保健所又は<u>静岡県動物</u> 管理指導センターに勤務する職員のうちか ら、保健所長又は<u>静岡県動物管理指導センタ</u> 一所長が選定する。

(抑留犬の返還)

第3条 法第6条第1項又は第18条第1項の規定により抑留された犬(以下「抑留犬」という。)の返還を受けようとする者は、様式第1号による抑留犬返還申請書を、当該抑留犬を収容している抑留所を管理する保健所長又は静岡県動物管理指導センター所長に提出しな

第2条 政令第5条に規定する評価人は、犬及 び政令第1条に規定する動物について知識及 び経験のある者並びに保健所又は<u>静岡県動物</u> <u>愛護センター</u>に勤務する職員のうちから、保 健所長又は<u>静岡県動物愛護センター所長</u>が選 定する。

(抑留犬の返還)

第3条 法第6条第1項又は第18条第1項の規定により抑留された犬(以下「抑留犬」という。)の返還を受けようとする者は、様式第1号による抑留犬返還申請書を、当該抑留犬を収容している抑留所を管理する保健所長又は静岡県動物愛護センター所長に提出しなけれ

ければならない。

様式第1号 (略)

抑留犬返還申請書(略)

 静岡県保健所長

 静岡県動物管理指導センター所長

(略)

ばならない。

様式第1号 (略)

抑 留 犬 返 還 申 請 書 (略)

静岡県保健所長静岡県動物愛護センター所長

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(私立学校規程の一部改正)

5 私立学校規程(昭和26年静岡県規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	
(審議会の庶務)	(審議会の庶務)
第7条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光	第7条 審議会の庶務は、健康福祉部こども若
<u>部総合教育局私学振興課</u> において処理する。	<u>者局私学振興課</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県営林財産台帳事務取扱規則の一部改正)

6 静岡県営林財産台帳事務取扱規則(昭和32年静岡県規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(台帳の備付け)	(台帳の備付け)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 • 3 (略)	2 · 3 (略)
4 第1項の規定により県営林財産台帳を備え	4 第1項の規定により県営林財産台帳を備え
たときは、その写しを <u>経営管理部資産経営課</u>	たときは、その写しを <u>財務部行政経営課長</u> に
<u>長</u> に送付しなければならない。前項の規定に	送付しなければならない。前項の規定により
より異動状況を記録したときも、同様とす	異動状況を記録したときも、同様とする。
る。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県雇用対策審議会規則の一部改正)

7 静岡県雇用対策審議会規則(昭和34年静岡県規則第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
第5条 審議会の庶務は、経済産業部就業支援	第5条 審議会の庶務は、 <u>経済産業部就業支援</u>	
<u>局労働雇用政策課</u> において処理する。	<u>局産業人材課</u> において処理する。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県果樹農業振興審議会規則の一部改正)

8 静岡県果樹農業振興審議会規則(昭和36年静岡県規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

(庶務)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、<u>経済産業部農業局農</u> 芸振興課において処理する。 第7条 審議会の庶務は、<u>経済産業部農業局農産振興課</u>において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県観光審議会規則の一部改正)

9 静岡県観光審議会規則(昭和36年静岡県規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光	第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光
<u>部観光交流局観光政策課</u> において処理する。	<u>部観光政策課</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県庁内管理規則の一部改正)

10 静岡県庁内管理規則(昭和39年静岡県規則第3号)の一部を次のように改正する。

M1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>
改正前	改正後
(庁内管理者)	(庁内管理者)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 庁内管理者は、経営管理部資産経営課長を	2 庁内管理者は、 <u>財務部総務課長</u> をもつて充
もつて充てる。	てる。
3 (略)	3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県特別職報酬等審議会運営規則の一部改正)

11 静岡県特別職報酬等審議会運営規則(昭和42年静岡県規則第32号)の一部を次のように改正する。

11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	137107B7(37)(4-1-37)
改正前	改正後
(書記)	(書記)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 書記は、経営管理部人事課の職員をもつて	2 書記は、 <u>総務部人事課</u> の職員をもつて充て
充てる。	る。
3 (略)	3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

12 静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年静岡県規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(認定委員会)	(認定委員会)
第4条 (略)	第4条 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)

9 委員会の庶務は、<u>経営管理部職員厚生課</u>に おいて処理する。

10 (略)

(審査会)

第19条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 審査会の庶務は、<u>経営管理部職員厚生課</u>に おいて処理する。

9 (略)

9 委員会の庶務は、<u>総務部職員厚生課</u>において処理する。

10 (略)

(審査会)

第19条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 審査会の庶務は、<u>総務部職員厚生課</u>において処理する。

9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則の一部改正)

13 県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則(昭和48年静岡県規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(財産台帳の作成等)	(財産台帳の作成等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
4 港湾企画課長は、財産台帳の副本の保管を	4 港湾企画課長は、財産台帳の副本の保管を
始めたときは、その写しを <u>経営管理部資産経</u>	始めたときは、その写しを <u>財務部行政経営課</u>
<u>営課長</u> に送付しなければならない。前項の規	長に送付しなければならない。前項の規定に
定により異動状況の報告を受けたときも、同	より異動状況の報告を受けたときも、同様と
様とする。	する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県情報公開条例施行規則の一部改正)

14 静岡県情報公開条例施行規則(平成13年静岡県規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第12条 審査会の庶務は、経営管理部において	第12条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理
処理する。	する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県文化財保護審議会規則の一部改正)

15 静岡県文化財保護審議会規則(平成31年静岡県規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第3条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光	第3条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光
部文化局文化財課において処理する。	部文化財課において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。